

令和元年度

清掃事業概要

江別市生活環境部環境室

目 次

I 組織・処理施設等

1	組 織	
	機構及び事務分掌	1
2	主な施設の位置図	2
3	施設の概要	
	（1）環境事務所	3
	（2）環境クリーンセンター	3
	（3）最終処分場	4
	（4）リサイクルセンター	4
	（5）廃棄物ストックヤード	5
	（6）リサイクルバンク	5
	（7）清掃車両格納庫	5
	（8）旧し尿処理場	6
4	車両の現況	
	（1）市保有車両	7
	（2）業務委託車両	7

II ごみ及びし尿処理

1	一般廃棄物収集・運搬計画（平成31年度）	
	（1）計画処理区域の状況	8
	（2）収集・運搬計画	8
2	ごみ処理実績	
	（1）収集量	9
	（2）処理・処分量	10
	（3）ごみ処理の流れ	11
3	し尿処理実績	
	（1）収集・処理量	12
	（2）し尿処理量・浄化槽汚泥処理量の推移	12

III 予算・決算・原価計算

1	平成31年度当初予算・平成30年度決算	
	（1）歳入の状況	13
	（2）歳出の状況	14
2	収集運搬業務委託経費	14
3	処理業務委託経費	14
4	平成30年度原価計算	15
5	原価計算年度別推移	16

IV ごみの減量・リサイクル等

1	ごみの減量・リサイクルの状況	
	(1) 資源化量の状況	17
	(2) 生ごみ減量・堆肥化支援事業の実施状況	18
	(3) 集団資源回収の実施状況	18
	(4) リサイクルバンク事業の実施状況	19
	(5) マイバッグの持参状況	19
	(6) 廃食用油の回収状況	19
2	啓発事業の実施状況	
	(1) えべつ環境広場	20
	(2) 広報等の実施状況	20
3	その他	
	○ 江別市廃棄物減量等推進審議会	21

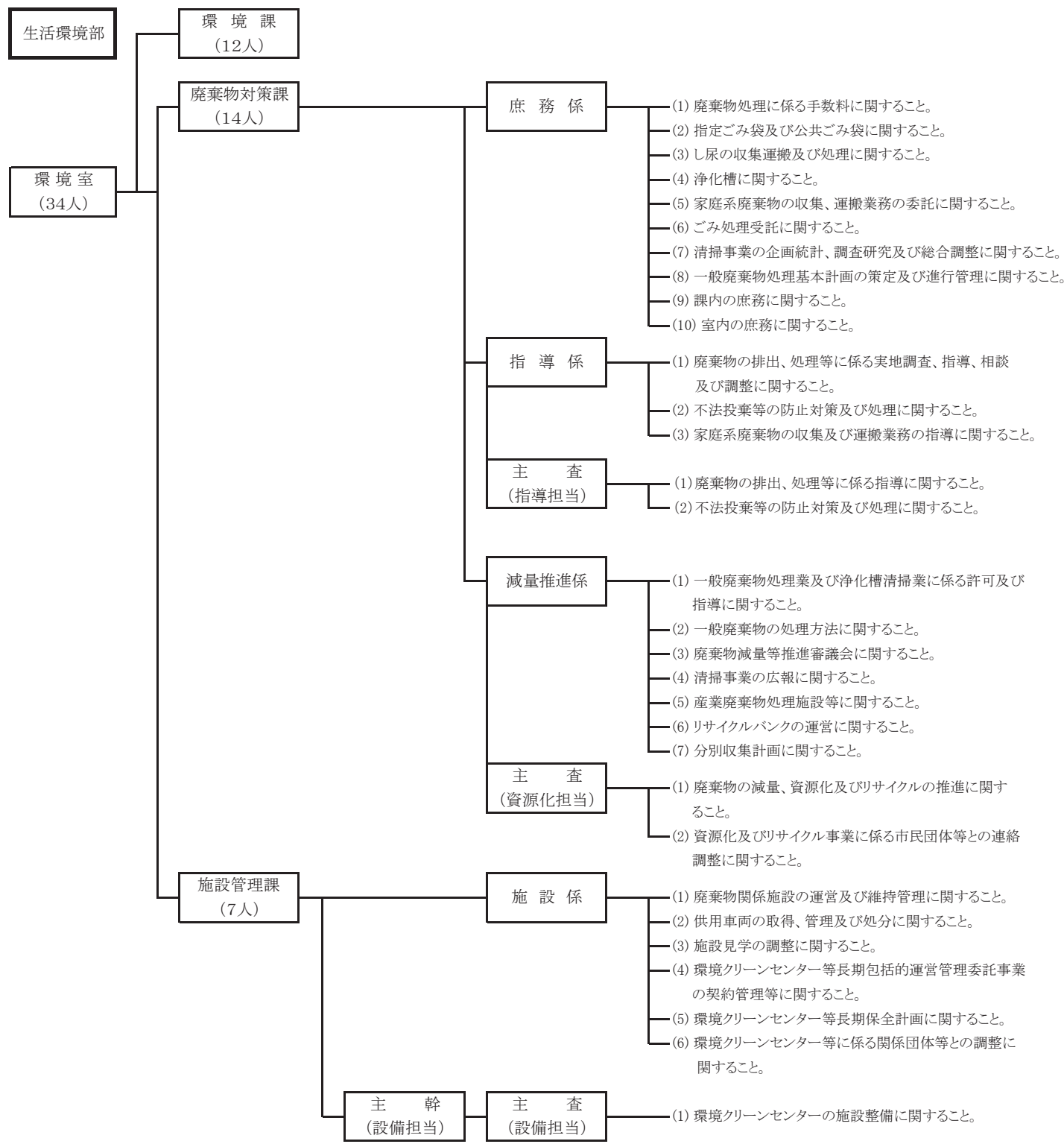
V 資料・関係規程

1	参考資料	
	(1) 浄化槽設置状況	22
	(2) 合併処理浄化槽補助実績	22
	(3) 浄化槽設置内訳	22
	(4) 一般廃棄物（新篠津村）の処理受託状況	22
	(5) 清掃施設見学者の状況	22
	(6) 不法投棄処理件数	22
	(7) ごみステーション設置数	22
	(8) ごみ不法投棄等の対応状況	22
	(9) カラス除けサークルの年度別貸与状況	22
	(10) ごみ組成分析結果	23～24
	(11) ダイオキシン類濃度測定結果	25
	(12) 一般廃棄物最終処分場の埋立状況	25
	(13) 一般廃棄物処理業許可業者及び委託業者	26
	○ 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例及び 同条例施行規則	27～43
2	江別市清掃事業年表	44～48

I 組織・処理施設等

1 組織

機構及び事務分掌(令和元年10月1日現在)



2 主な施設の位置図

① 環境事務所

勤務時間 = 8:45～17:15

休日 = 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

② 環境クリーンセンター

受入時間 = 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

休日 = 1月1日～1月3日

※定期整備時は搬入できません。

③ 最終処分場

受入時間 = 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

休日 = 1月1日～1月3日

④ リサイクルセンター

受入時間 = 平日 9:00～16:45 土曜日 9:00～11:45

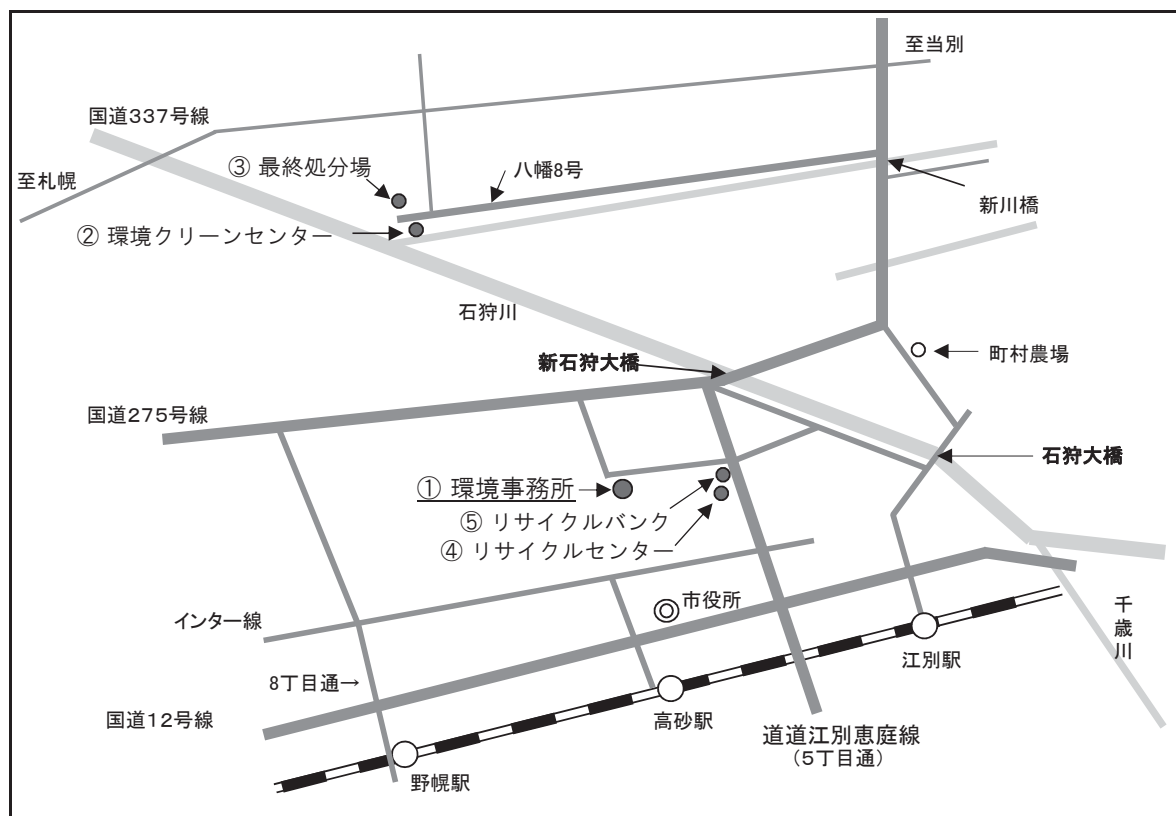
休日 = 日曜日、1月を除く各月の29日以降の日、1月1日～1月3日

⑤ リサイクルバンク(リサイクル品展示施設)

開館時間 = 水・木・金曜日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

第1～第4土曜日 9:30～11:30

休日 = 月曜日、火曜日、第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始



3 施設の概要

(1) 環境事務所

所在地： 江別市工業町14番地2、14番地3
 着 工： 昭和54年 8月 1日
 竣 工： 昭和56年 3月28日
 使用開始： 昭和56年 4月 1日
 敷地面積： 18,680㎡(ストックヤード敷地含む)
 建物面積： 773.86㎡
 建築構造： 鉄骨造2階建
 建設費： 1,843,323千円(旧焼却処理場一括)



(2) 環境クリーンセンター(一般廃棄物中間処理施設)

所在地： 江別市八幡122番地
 着 工： 平成12年 9月30日
 竣 工： 平成14年11月30日
 使用開始： 平成14年12月 1日
 敷地面積： 41,800㎡
 建物面積： 10,535.25㎡
 建築物： ごみ焼却施設・ごみ破碎選別施設合棟式
 建築構造： 鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 地下1階・地上6階建

年度 内訳	12年度	13年度	14年度
国庫補助金	千円 137,514	千円 1,664,328	千円 327,224
起 債	311,300	3,384,400	960,300
一 般 財 源	19,306	206,180	288,041
合 計	468,120	5,254,908	1,575,565

ごみ焼却施設(可燃ごみ)

処理方式： ごみ熱分解燃焼熔融方式(キルン型)

処理能力： 140t/24h(70t/24h×2炉)

ごみ破碎選別施設(不燃・大型ごみ)

処理方式： 一次破碎(二軸せん断式)、二次破碎(高速回転式)

処理能力： 35t/5h

建設費： 7,298,593千円



(3) 最終処分場

所在地： 江別市八幡122番地
 着 工： 平成14年 9月 4日
 竣 工： 平成16年 3月10日
 供用開始： 平成16年 6月 1日
 敷地面積： 68,300m²
 埋立面積： 34,000m²
 埋立容量： 78,000m³

污水处理施設

污水处理方法： カルシウム除去＋生物処理(回転円板法)＋凝集沈殿＋消毒

汚泥処理方法： 重力凝縮＋遠心脱水＋環境クリーンセンターにて焼却

処 理 能 力： 85m³／日

建設費： 1,684,665千円

年度 内訳	14年度	15年度
国庫補助金	千円 59,248	千円 270,491
起 債	187,500	1,014,000
そ の 他	24,000	106,000
一 般 財 源	2,170	21,256
合 計	272,918	1,411,747



(4) リサイクルセンター(資源物中間処理施設)

所在地： 江別市工業町14番地1
 着 工： 平成11年 9月28日
 竣 工： 平成12年 3月17日
 使用開始： 平成12年 3月22日
 敷地面積： 17,851m²
 建物面積： 2,110m²
 建築構造： 鉄骨造平屋建一部2階建
 処理能力： 18.50t／日
 (びん類 10.07t／日
 かん類 6.19t／日
 ペットボトル 1.01t／日
 紙パック 1.03t／日
 白色トレイ 0.20t／日)
 建設費： 446,250千円



(5) 廃棄物ストックヤード

所在地： 江別市工業町14番地3
着 工： 平成18年 6月 7日
竣 工： 平成19年11月21日
使用開始： 平成19年11月27日
敷地面積： 1,869.88㎡
建物面積： 196.96㎡
建築構造： 鉄骨造平屋建
建設費： 47,678千円



(6) リサイクルバンク(リサイクル品展示施設)

所在地： 江別市工業町14番地2
着 工： 平成21年6月10日
竣 工： 平成21年6月24日
使用開始： 平成21年8月3日
賃借期間： 自 平成31年4月 1日
至 平成32年3月31日
敷地面積： 506㎡
建物面積： 98.89㎡
建築構造： 鉄骨造平屋建
賃借料： 484千円



(7) 清掃車両格納庫(旧ごみ粉碎処理場)

所在地： 江別市工業町14番地2
着 工： 昭和47年 7月 1日
竣 工： 昭和47年12月 4日
使用開始： 昭和48年 6月 1日
用途変更： 昭和60年 4月 1日
敷地面積： 31,638㎡
建物面積： 1,082㎡
建築構造： 鉄骨造平屋建
建設費： 125,750千円
(うち一般財源 21,750千円)



(8) 旧し尿処理場

※ 一部を白色トレイの中間処理で使用

所在地： 江別市工栄町14番地1

着 工： 昭和57年 2月27日

竣 工： 昭和58年 3月25日

使用開始： 昭和58年 4月 1日

廃 止： 平成 9年 4月 1日

敷地面積： 17,851.21㎡

建物面積： 2,635.02㎡

建築構造： 鉄筋コンクリート造

地下1階・地上2階建

建設費： 762,851千円(うち一般財源 83,834千円)



4 車両の現況

(1) 市保有車両(合計12台)

(令和元年10月1日現在)

車 種	車 名 ・ 車 番	配 属	年式	取得年月日	備 考
ライトバン	日産 400 ひ 4436	施 設 管 理 課	27	H27. 5 11	連絡車
軽バン	ダイハツ 480 け 6280	施 設 管 理 課	25	H25. 5 14	連絡車
軽バン	ダイハツ 480 け 6281	施 設 管 理 課	25	H25. 5 14	連絡車
軽バン	スズキ 480 う 7712	廃棄物対策課	19	H21. 1 14	清掃指導車
バン	日産 400 め 9494	廃棄物対策課	22	H22. 8 30	不法投棄パトロール
ジープタイプバン	トヨタ 400 た 6593	施 設 管 理 課	14	H14. 7 18	連絡車
小型トラック (パワーゲート付)	マツダ 400 す 1288	廃棄物対策課	11	H11. 6 1	清掃指導車
平ボディトラック (パワーゲート付)	日産 11 の 91	廃棄物対策課	5	H 5. 5 31	不法投棄収集車
平ボディトラック (パワーゲート付)	トヨタ 100 さ 5536	施 設 管 理 課	12	H12. 2 17	不適正排出回収車
プレスパッカー	日野 800 セ 9878	廃棄物対策課	22	H22. 2 18	不適正排出回収車
ホイルローダー	三菱 000 る 1290	施 設 管 理 課	12	H12. 2 21	資源物処理
フォークリフト	日産 P1F2 - 401126	施 設 管 理 課	26	H26. 8 21	資源物移動

(2) 業務委託車両

・可燃ごみ収集車両	14 台
・不燃ごみ収集車両	2 台
・大型ごみ収集車両	2 台
・資源物及び危険ごみ収集車両	3 台
・農村地区収集車両	1 台
・し尿収集車両	1 台

合 計 23 台

※ ごみ収集区分の車両台数については、排出状況などに応じて変更される場合もある

Ⅱ ごみ及びし尿処理

1 一般廃棄物収集・運搬計画(平成31年度)

(1) 計画処理区域の状況

面 積	187.38 km ²
世帯数	57,211 世帯
人 口	118,814 人

処理区域は行政区域と一致

※平成31年4月1日現在

(2) 収集・運搬計画

廃棄物の種類			収集・運搬 主 体	収 集 方 法	収 集 区 域	収 集 回 数	廃棄物の 搬 入 先	収 集 量
ご み 関 係	家 庭 系	可燃ごみ	市 (委託業者)	ステーション	市 街 地 農村地区	週2回 週1回	環 境 ク リ ー セ ン タ ー	19,176t
		不燃ごみ	市 (委託業者)	ステーション	市 街 地 農村地区	月2回 (繁忙期を除く) 月2～3回	環 境 ク リ ー セ ン タ ー	1,363t
		大型ごみ	市 (委託業者)	申込制 による 戸別収集	全市域	随 時	環 境 ク リ ー セ ン タ ー	240t
		資源物	市 (委託業者)	ステーション	全市域	月2回	リサイクル セ ン タ ー	813t
		危険ごみ	市 (委託業者)	ステーション	全市域	月2回	リサイクルセ ンター及び 再生事業者	75t
		小型家電	市	拠点回収	－	随 時	認 定 事 業 者	36t
		古布	市	拠点回収	－	随 時	再 生 事 業 者	36t
	事 業 系	可燃ごみ	事 業 者 許可業者	事業所ごと 個 別	全市域	随 時	環 境 ク リ ー セ ン タ ー	9,326t
		不燃ごみ	事 業 者 許可業者	事業所ごと 個 別	全市域	随 時	環 境 ク リ ー セ ン タ ー	867t
	計							
し 尿 関 係	し 尿	市 (委託業者)	申込制 による 戸別収集	全市域	随 時	浄 化 セ ン タ ー	2,177kℓ	
	浄化槽汚泥	許可業者	申込制 による 戸別収集	全市域	随 時	浄 化 セ ン タ ー	1,291kℓ	
	計							

◎ 資源物は、びん類、かん類、紙パック、ペットボトル、白色トレイの5品目

◎ 危険ごみは、スプレー缶、ガスカセット缶、乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、蛍光管の7品目

2 ごみ処理実績

(1) 収 集 量

年 度		26	27	28	29	30
項 目						
行政区域内人口※	(人)	119,640	119,008	118,784	118,700	118,814
下段()書きは10月1日現在		(120,335)	(119,587)	(119,250)	(118,979)	(118,971)
総収集量(A+B+C+D+E+F+G+H+S)	(t)	33,850	33,082	32,387	32,885	33,398
可 燃 ご み 収 集 量 (A+B)	(t)	29,326	28,779	28,270	28,713	28,879
内 庭 系	委 託 収 集	19,446	19,025	18,556	18,761	18,559
	自 己 搬 入	363	354	335	391	423
	不 適 正 排 出	5	3	3	4	3
	その他(不法投棄・環境清掃)	28	27	32	25	28
	小 計 (A)	19,842	19,409	18,926	19,181	19,013
	許 可 業 者	9,220	9,044	9,065	9,248	9,500
	自 己 搬 入	264	326	279	284	366
	小 計 (B)	9,484	9,370	9,344	9,532	9,866
	不 燃 ご み 収 集 量 (C+D)	(t)	3,500	3,339	3,190	3,496
	委 託 収 集 (不 燃)	1,520	1,405	1,285	1,231	1,225
内 庭 系	委 託 収 集 (大 型)	237	217	228	248	249
	自 己 搬 入	792	762	740	887	1,016
	不 適 正 排 出	6	5	3	6	5
	その他(不法投棄・環境清掃)	13	9	9	6	8
	小 計 (C)	2,568	2,398	2,265	2,378	2,503
	許 可 業 者	886	866	832	839	884
	自 己 搬 入	46	75	93	35	109
	小 計 (D)	932	941	925	874	993
	資源物収集量(残渣含む)(E)	(t)	853	807	787	782
	委 託 収 集	853	807	787	782	766
危険ごみ収集量(家庭系)(F)	(t)	73	72	72	73	78
災害廃棄物(事業系)(S)	(t)					117
小型家電(拠点回収)(G)	(t)	57	43	35	34	32
古布(拠点回収)(H)	(t)	41	42	33	31	30
家庭系ごみ排出量 (A+C+E+F+G+H)	(t)	23,434	22,771	22,118	22,479	22,422
事業系ごみ排出量 (B+D+S)	(t)	10,416	10,311	10,269	10,406	10,976
家庭系ごみ1日当たり排出量(I)	(t)	64.2	62.2	60.6	61.6	61.4
家庭系ごみ1人1日当たり排出量(J)	(g)	537	523	510	519	517
下段()書きは10月1日現在の人口で除した数値		(534)	(520)	(508)	(518)	(516)
集団資源回収量(K)	(t)	7,725	7,274	6,864	6,577	4,802
集団資源回収量を含めた家庭系ごみ						
家庭系ごみ排出量(A+C+E+F+G+H+K)	(t)	31,159	30,045	28,982	29,056	27,224
家庭系ごみ1日当たり排出量(L)	(t)	85.4	82.1	79.4	79.6	74.6
家庭系ごみ1人1日当たり排出量(M)	(g)	714	690	668	671	628
下段()書きは10月1日現在の人口で除した数値		(709)	(686)	(666)	(669)	(627)
参 考	全国平均	(g)	668	660	646	未確定
	全道平均	(g)	685	678	665	未確定

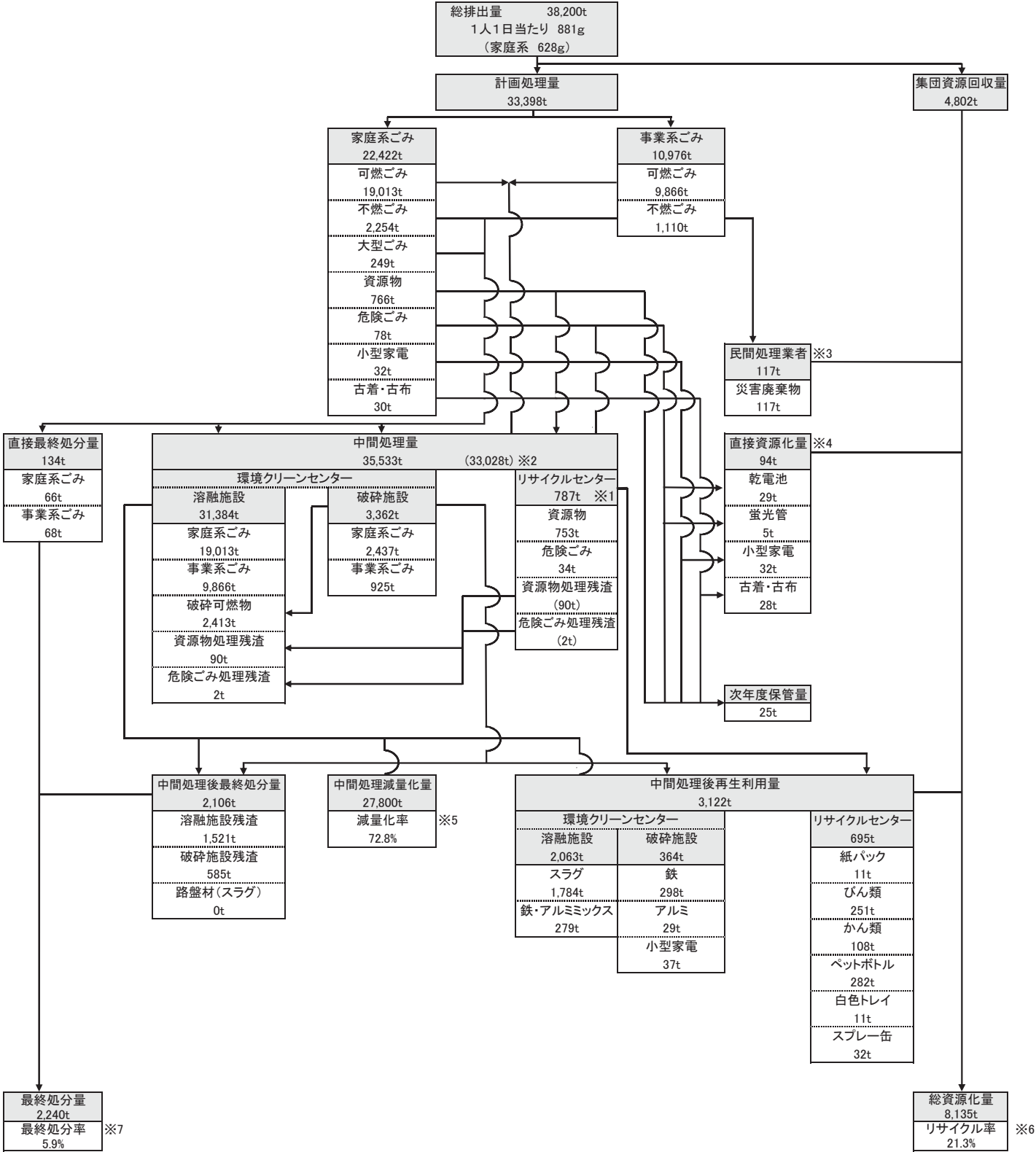
※ 人口は各年度末の住民基本台帳による

(2) 処理・処分量

(単位:t)

年 度				26	27	28	29	30
項 目				26	27	28	29	30
総処理・処分量 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧				38,604	37,637	36,832	37,368	38,009
可燃 ごみ	環境 クリン センタ―	家庭系	委託収集	19,446	19,025	18,556	18,761	18,559
			自己搬入	363	354	335	391	423
			その他	33	30	35	29	31
			計	19,842	19,409	18,926	19,181	19,013
		事業系	許可業者	9,220	9,044	9,065	9,248	9,500
			自己搬入	264	326	279	284	366
			計	9,484	9,370	9,344	9,532	9,866
			破碎可燃物	2,387	2,321	2,244	2,313	2,413
			資源物残渣	101	104	106	104	90
			危険ごみ残渣	2	2	2	2	2
			小 計 ①	31,816	31,206	30,622	31,132	31,384
不 燃 ごみ	環境 クリン センタ―	家庭系	委託収集(不燃)	1,520	1,405	1,285	1,231	1,225
			委託収集(大型)	237	217	228	248	249
			自己搬入	736	752	721	863	951
			その他	18	13	12	11	12
			計	2,511	2,387	2,246	2,352	2,437
		事業系	許可業者	885	863	832	839	879
			自己搬入	41	61	60	31	46
			計	926	924	892	870	925
			小 計 ②	3,437	3,311	3,138	3,222	3,362
	最 終 処 分 場	家庭系	自己搬入	56	10	19	24	65
			その他	1	1	-	1	1
			計	57	11	19	25	66
		事業系	許可業者	1	3	-	-	5
			自己搬入	5	14	33	4	63
			計	6	17	33	4	68
			小 計	63	28	52	29	134
			溶融施設不適物・残渣	1,620	1,515	1,532	1,506	1,521
			破碎施設不適物・残渣	644	613	553	559	585
			路盤材(スラグ等)	-	-	-	-	-
			小 計 ③	2,327	2,156	2,137	2,094	2,240
	処理 業者	事業系	災害廃棄物	-	-	-	-	117
			小 計 ④	-	-	-	-	117
資 源 物	リ サイ クル セン タ―	家庭系	委託収集	853	807	787	782	766
			委託収集(過年度収集保管分)	-	-	9	-	-
			小 計 ⑤	853	807	796	782	766
危 険 ご み	処理 業者 外	家庭系	委託収集	73	72	72	73	78
			委託収集(過年度収集保管分)	-	-	-	-	-
			小 計 ⑥	73	72	72	73	78
小 電	処理 業者	家庭系	ボックス回収	57	43	35	34	32
			小 計 ⑦	57	43	35	34	32
古 布	処理 業者	家庭系	ボックス回収	41	42	33	31	30
			小 計 ⑧	41	42	33	31	30

(3) ごみ処理の流れ (平成30年度)



※1 リサイクルセンターの中間処理量には()書き数値は含まれない
※2 中間処理量()書き数値には破碎可燃物、資源物処理残渣、危険ごみ処理残渣は含まない
※3 災害廃棄物：平成30年度江別市災害廃棄物処理事業で民間処理業者に委託した廃棄物
※4 直接資源化量：市中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量
※5 減量化率：中間処理量の※2の数値を排出量で除した値
※6 リサイクル率：総資源化量を排出量で除した値
※7 最終処分率：最終処分量を排出量で除した値

3 し尿処理実績

(1) 収集・処理量

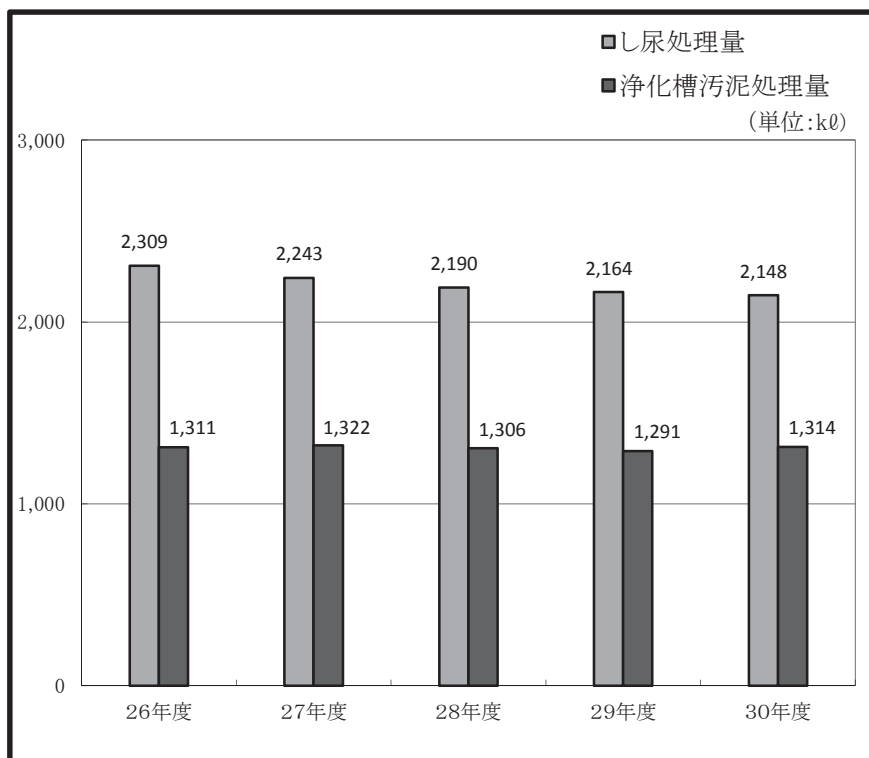
年 度		26	27	28	29	30
項 目						
行政区域内人口（人）		119,640	119,008	118,784	118,700	118,814
内訳	し尿収集人口（人）	1,197	1,127	1,120	1,108	1,106
	浄化槽人口（人）	2,383	2,412	2,524	2,526	2,485
委託収集量（kℓ）		2,309	2,243	2,190	2,164	2,148
委託処理量（kℓ）		2,309	2,243	2,190	2,164	2,148
処理件数（件）		3,622	3,428	3,419	3,449	3,560
稼動日数（日）		234.0	242.0	250.5	251.5	252.0
1日当たり排泄量（kℓ）		6.3	6.1	6.0	5.9	5.9
1人1日当たり排泄量（ℓ）		5.26	5.41	5.36	5.32	5.33
内数	仮設トイレ処理件数（件）	1,406	1,369	1,412	1,536	1,703
	仮設トイレ処理量（kℓ）	323.5	343.4	306.4	332.8	343.7
委託収集車両台数（台）		1	1	1	1	1
浄化槽汚泥処理量（kℓ）		1,311	1,322	1,306	1,291	1,314

※ 人口は、各年度末の住民基本台帳による

※ 1日当たり排泄量は、「処理量÷暦日数」で算出

※ 1人1日当たり排泄量は、「1日当たり排泄量÷し尿収集人口」で算出

(2) し尿処理量・浄化槽汚泥処理量の推移



Ⅲ 予算・決算・原価計算

1 平成31年度当初予算・平成30年度決算

(1) 歳入の状況

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	31 (当初予算)
手数料 計	396,748	397,475	403,591	409,889	422,584
ごみ 計	381,288	382,837	388,706	395,012	407,729
家庭系廃棄物処理手数料	270,384	272,107	276,412	279,053	291,778
事業系廃棄物処理手数料	110,904	110,730	112,294	115,959	115,951
し尿 計	15,177	14,621	14,619	14,849	14,589
事業系廃棄物処理手数料	4,627	4,571	4,519	4,599	4,519
し尿処理証紙収入	10,550	10,050	10,100	10,250	10,070
一般廃棄物処理業等申請手数料	283	17	266	28	266
行政財産使用料(自動販売機等)	107	97	96	96	94
国庫支出金(衛生費補助金)	1,027	1,155	1,341	4,847	1,351
道支出金(事務委託金)	67	55	81	86	-
土地貸付収入	2,809	2,809	2,809	2,809	2,808
基金積立金利子収入(廃棄物処理施設整備基金)	273	50	46	47	45
基金繰入金(廃棄物処理施設整備基金)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
雑入(広告料収入)	782	396	981	389	362
雑入(資源物売払収入)	13,767	10,830	14,714	13,790	13,296
雑入(一般廃棄物処理他団体負担金)	39,181	38,329	39,084	39,257	41,250
雑入(分別適合物処理収益分担金)	8,772	6,823	10,259	8,827	5,927
雑入(再商品化合理化拠出金収入)	177	20	93	26	1
雑入(盛土売払い収入)	-	-	-	-	-
備荒資金組合超過納付金返還金	-	6,000	-	-	-
市債(衛生債)	-	-	-	-	2,500
小 計	488,710	489,039	498,095	505,063	515,218
一 般 財 源	1,316,787	1,306,997	1,301,199	1,293,602	1,340,803
合 計	1,805,497	1,796,036	1,799,294	1,798,665	1,856,021

(2) 歳出の状況

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9	3 0	3 1 (当初予算)
清 掃 総 務 費	104,011	106,062	103,786	107,406	103,984
ご み 処 理 費	391,889	388,830	394,128	396,467	405,200
焼 却 処 理 場 費	983,461	981,547	982,895	990,644	1,000,550
し 尿 処 理 費	56,229	51,546	51,148	48,648	55,160
リサイクル推進費	114,633	115,920	118,982	107,171	120,077
労 働 振 興 費	—	—	—	—	—
小 計	1,650,223	1,643,905	1,650,939	1,650,337	1,684,971
職員給与費(人件費)	155,274	152,131	148,355	148,328	171,050
合 計	1,805,497	1,796,036	1,799,294	1,798,665	1,856,021

2 収集運搬業務委託経費

区 分 \ 年 度	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
可燃ごみ収集委託費(千円)	220,180	220,116	217,372	220,058	224,121
可 燃 ご み 収 集 量 (t)	19,199	18,785	18,318	18,518	18,305
不燃ごみ収集委託費(千円)	26,758	29,911	29,160	29,086	32,938
不 燃 ご み 収 集 量 (t)	1,473	1,365	1,246	1,192	1,183
大型ごみ収集委託費(千円)	31,345	31,445	31,053	31,382	23,271
大 型 ご み 収 集 量 (t)	237	217	228	248	249
資源物収集委託費(千円)	26,567	25,693	25,373	25,833	24,345
資 源 物 収 集 量 (t)	818	774	757	752	737
危険ごみ収集委託費(千円)	26,567	25,693	25,373	25,833	24,345
危 険 ご み 収 集 量 (t)	73	72	72	73	78
農村地区収集委託費(千円)	13,761	13,422	13,254	8	13,605
農 村 地 区 収 集 量 (t)	329	313	306	311	319
し尿収集委託費(千円)	15,930	15,941	15,714	15,790	15,984
し 尿 収 集 量 (k l)	2,309	2,243	2,190	2,164	2,148

3 処理業務委託経費

区 分 \ 年 度	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
クリーンセンター運営委託費(千円)	977,374	975,365	973,488	974,924	975,758
運営委託固定費(千円)	882,767	882,767	882,768	882,767	882,767
運営委託変動費(千円)	94,607	92,598	90,720	92,157	92,991
可燃・不燃ごみ受入量(t)	33,671	32,957	32,288	32,798	33,183
リサイクルセンター運営委託費(千円)	55,058	58,309	57,834	59,400	60,705
資源物等受入量(t)	854	816	829	790	787

※クリーンセンター運営委託変動費の単価は、トン当たり2,602円(税抜き)

4 平成30年度原価計算

(単位:円)												
部 門	処 理 区 分	人 件 費 (A)	物 件 費 (B)	清掃関連費合計 (決 算 額) (A) + (B) = (C)	減 価 償 却 費 (D)	償 還 金 利 子 (E)	直接原価の合計 (C) + (D) + (E) = (F)	ご み 処 理 量(t) 資源物処理量(t) し尿処理量(kℓ) (G)	単位当たり直接 原価(配賦前) (F) ÷ (G) = (H)	共通管理部門 からの配賦額 (I)	部 門 総 原 価 (F) + (I) = (J)	単位当たり 部門原価 (J) ÷ (G) = (K)
ご	収 集 (可 燃)	—	230,922,900	230,922,900	—	—	230,922,900	18,559	12,443	51,360,209	282,283,109	15,210
	収 集 (不 燃)	—	37,019,268	37,019,268	—	—	37,019,268	1,225	30,220	9,063,566	46,082,834	37,619
	収 集 (大 型)	—	23,271,300	23,271,300	—	—	23,271,300	249	93,459	6,042,377	29,313,677	117,726
み	焼 却 処 理	—	937,302,490	937,302,490	385,998,001	84,379	1,323,384,870	34,746	38,087	111,783,983	1,435,168,853	41,305
	埋 立 処 理	—	53,341,691	53,341,691	81,118,800	962,140	135,422,631	2,240	60,457	6,042,377	141,465,008	63,154
資 源 物	収 集 (資 源 物)	—	51,411,672	51,411,672	—	—	51,411,672	844	60,914	12,084,755	63,496,427	75,233
	資 源 化 処 理	—	68,630,896	68,630,896	49,858,647	0	118,489,543	729	162,537	51,360,208	169,849,751	232,990
	その他資源化推進	—	38,429,977	38,429,977	—	—	38,429,977	—	—	30,211,887	68,641,864	—
し 尿	収 集	—	16,591,500	16,591,500	—	—	16,591,500	2,148	7,724	12,084,755	28,676,255	13,350
	処 分	—	32,056,832	32,056,832	—	—	32,056,832	3,462	9,260	12,084,755	44,141,587	12,750
共 通 管 理 部 門		144,957,114	150,373,395	295,330,509	6,788,363	—	302,118,872			302,118,872		
そ の 他 の 部 門		3,371,096	10,984,909	14,356,005	—	51,658	14,407,663					
合 計		148,328,210	1,650,336,830	1,798,665,040	523,763,811	1,098,177	2,323,527,028					

5 原価計算年度別推移

(単位:円)													
部 門	処 理 区 分	年 度	人 件 費 (A)	物 件 費 (B)	清掃関連費合計 (決 算 額) (A) + (B) = (C)	減価償却費 (D)	償還金利子 (E)	直接原価の合計 (C) + (D) + (E) = (F)	ご み 処 理 量(t) 資源物処理量(t) し尿処理量(kℓ) (G)	単位当たり直接 原価 (配賦前) (F) ÷ (G) = (H)	共通管理部門 からの配賦額 (I)	部 門 総 原 価 (F) + (I) = (J)	単位当たり 部門原価 (J) ÷ (G) = (K)
ごみ	収 集 (可 燃)	28	-	223,999,677	223,999,677	-	-	223,999,677	18,556	12,072	50,848,417	274,848,094	14,812
		29	-	226,563,609	226,563,609	-	-	226,563,609	18,761	12,076	51,654,733	278,218,342	14,830
		30	-	230,922,900	230,922,900	-	-	230,922,900	18,559	12,443	51,360,209	282,283,109	15,210
ごみ	収 集 (不 燃)	28	-	33,136,047	33,136,047	-	-	33,136,047	1,285	25,787	5,982,167	39,118,214	30,442
		29	-	32,989,499	32,989,499	-	-	32,989,499	1,231	26,799	9,115,541	42,105,040	34,204
		30	-	37,019,268	37,019,268	-	-	37,019,268	1,225	30,220	9,063,566	46,082,834	37,619
ごみ	収 集 (大 型)	28	-	31,053,210	31,053,210	-	-	31,053,210	228	136,198	8,973,250	40,026,460	175,555
		29	-	31,382,122	31,382,122	-	-	31,382,122	248	126,541	6,077,027	37,459,149	151,045
		30	-	23,271,300	23,271,300	-	-	23,271,300	249	93,459	6,042,377	29,313,677	117,726
焼却処理	焼 却 処 理	28	-	928,432,545	928,432,545	387,760,519	980,507	1,317,173,571	33,760	39,016	116,652,251	1,433,825,822	42,471
		29	-	929,846,593	929,846,593	387,760,519	109,285	1,317,716,397	34,354	38,357	115,463,520	1,433,179,917	41,718
		30	-	937,302,490	937,302,490	385,998,001	84,379	1,323,384,870	34,746	38,087	111,783,983	1,435,168,853	41,305
埋立処理	埋 立 処 理	28	-	53,114,925	53,114,925	81,118,800	614,220	134,847,945	2,136	63,131	8,973,250	143,821,195	67,332
		29	-	53,048,757	53,048,757	81,118,800	362,386	134,529,943	2,094	64,245	9,115,541	143,645,484	68,599
		30	-	53,341,691	53,341,691	81,118,800	962,140	135,422,631	2,240	60,457	6,042,377	141,465,008	63,154
資源	収 集 (資 源 物)	28	-	53,396,373	53,396,373	-	-	53,396,373	868	61,517	11,964,333	65,360,706	75,300
		29	-	54,268,108	54,268,108	-	-	54,268,108	855	63,471	12,154,055	66,422,163	77,687
		30	-	51,411,672	51,411,672	-	-	51,411,672	844	60,914	12,084,755	63,496,427	75,233
資源物	資 源 化 処 理	28	-	62,045,913	62,045,913	28,571,893	591,160	91,208,966	755	120,807	38,884,083	130,093,049	172,309
		29	-	63,244,211	63,244,211	29,064,185	183,165	92,491,561	716	129,178	39,500,678	131,992,239	184,347
		30	-	68,630,896	68,630,896	49,858,647	0	118,489,543	729	162,537	51,360,208	169,849,751	232,990
その他資源物	そ の 他 資 源 化 推 進	28	-	49,007,425	49,007,425	-	-	49,007,425	-	-	32,901,917	81,909,342	-
		29	-	47,859,255	47,859,255	-	-	47,859,255	-	-	36,462,164	84,321,419	-
		30	-	38,429,977	38,429,977	-	-	38,429,977	-	-	30,211,887	68,641,864	-
し尿	収 集	28	-	16,312,644	16,312,644	-	-	16,312,644	2,190	7,449	11,964,333	28,276,977	12,912
		29	-	16,390,944	16,390,944	-	-	16,390,944	2,164	7,574	12,154,055	28,544,999	13,191
		30	-	16,591,500	16,591,500	-	-	16,591,500	2,148	7,724	12,084,755	28,676,255	13,350
尿	処 分	28	-	35,233,613	35,233,613	-	-	35,233,613	3,496	10,078	11,964,333	47,197,946	13,501
		29	-	34,757,274	34,757,274	-	-	34,757,274	3,455	10,060	12,154,055	46,911,329	13,578
		30	-	32,056,832	32,056,832	-	-	32,056,832	3,462	9,260	12,084,755	44,141,587	12,750
共通管理部門	共 通 管 理 部 門	28	152,130,762	144,467,046	296,597,808	2,510,526	-	299,108,334	-	-	299,108,334	-	-
		29	148,355,003	148,675,831	297,030,834	6,820,535	-	303,851,369	-	-	303,851,369	-	-
		30	144,957,114	150,373,395	295,330,509	6,788,363	-	302,118,872	-	-	302,118,872	-	-
その他部門	そ の 他 の 部 門	28	-	13,705,871	13,705,871	-	88,526	13,794,397	-	-	-	-	-
		28	-	11,914,339	11,914,339	-	70,166	11,984,505	-	-	-	-	-
		30	3,371,096	10,984,909	14,356,005	-	51,658	14,407,663	-	-	-	-	-
合計	合 計	27	152,130,762	1,643,905,289	1,796,036,051	499,961,738	2,274,413	2,298,272,202	-	-	-	-	-
		28	148,355,003	1,650,940,542	1,799,295,545	504,764,039	725,002	2,304,784,586	-	-	-	-	-
		30	148,328,210	1,650,336,830	1,798,665,040	523,763,811	1,098,177	2,323,527,028	-	-	-	-	-

Ⅳ ごみの減量・リサイクル等

1 ごみの減量・リサイクルの状況

(1) 資源化量の状況

(単位:t)

年 度			26	27	28	29	30
区 分							
計画処理量 (A)			33,850	33,082	32,387	32,885	33,398
集団資源回収量(B)	古紙類		6,303	5,775	5,385	5,126	3,617
	びん類		923	953	966	953	748
	金属類		433	455	448	432	373
	布 類		66	91	65	66	64
	合 計		7,725	7,274	6,864	6,577	4,802
直接資源化量(C)	乾電池		28	27	27	26	29
	蛍光管		9	9	7	6	5
	小型家電		53	40	32	29	32
	古布		40	41	33	30	28
	合 計		130	117	99	91	94
	※ 残渣		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
処理後再生利用量(D)	リサイクルセンター	紙パック	13	11	12	11	11
		びん類	234	236	259	228	251
		かん類	119	112	115	113	108
		ペットボトル	331	304	290	288	282
		白色トレイ	17	16	14	12	11
		一時貯留分	6	0	0	0	0
		鉄	31	31	31	32	32
		小 計	751	710	721	684	695
		※ 残渣	(102)	(104)	(106)	(104)	(90)
	環境クリーンセンター	スラグ	2,182	3,073	1,660	1,747	1,784
		鉄・アルミックス	422	370	327	310	279
		鉄	346	310	280	290	298
		アルミ	21	18	17	20	29
		小型家電	39	49	44	40	37
		小 計	3,010	3,820	2,328	2,407	2,427
		合 計	3,761	4,530	3,049	3,091	3,122
処理業者(E)	災害廃棄物		0	0	0	0	117
	合 計		0	0	0	0	117
資 源 化 量 ((B)+(C)+(D)+(E)) (F)			11,616	11,921	10,012	9,759	8,135
排出量 ((A) + (B)) (G)			41,575	40,356	39,251	39,462	38,200
リサイクル率 ((F)/(G)) (%)			27.9	29.5	25.5	24.7	21.3
参 考	全国平均(%)		20.6	20.4	20.3	20.2	未確定
	全道平均(%)		24.6	24.3	24.3	24.3	未確定

(2) 生ごみ減量・堆肥化支援事業の実施状況

(単位:基)

年 度 区 分	26	27	28	29	30
ダンボール式堆肥化容器	16	17	20	19	15
密閉式堆肥化容器	20	11	6	9	9
コンポスト堆肥化容器	63	43	38	30	34
電気式生ごみ処理機	-	-	-	-	-

※ 電気式生ごみ処理機は、1基につき購入費の1/3助成(上限20,000円)(平成24年度で助成廃止)

※ ダンボール式、密閉式、コンポストの各堆肥化容器は、1基につき1,000円助成

(3) 集団資源回収の実施状況

① 登録・実施団体数

(単位:団体)

年 度		26	27	28	29	30
区 分						
登 録 団 体	自 治 会	139	140	141	142	143
	女 性 部	6	5	6	8	7
	P T A	45	44	42	42	41
	そ の 他	37	37	37	37	37
	合 計	227	226	226	229	228
実 施 団 体	4 月 ～ 9 月	213	209	208	209	211
	10 月 ～ 3 月	210	209	209	211	211

② 回収量

年 度		26	27	28	29	30
区 分						
古 紙 類		6,303	5,775	5,385	5,126	3,617
	新 聞 紙	4,114	3,734	3,447	3,337	2,332
	雑 誌	551	497	476	396	282
	ダンボール	1,591	1,501	1,422	1,353	974
	牛乳パック	46	43	40	40	29
	そ の 他	1	0	0	0	0
び ん 類		923	953	966	953	748
	一 升 び ん	41	40	36	34	22
	ビールびん	16	15	13	13	9
	清涼飲料びん	2	2	2	3	2
	その他のびん	46	49	47	41	32
	カ レ ッ ト	818	847	868	862	683
金 属 類		433	455	448	432	373
	ア ル ミ 缶	118	115	101	92	67
	スチール缶	82	83	80	82	61
	非 鉄 金 属	1	1	1	1	2
	鉄 く ず	232	256	266	257	243
	そ の 他	0	0	0	0	0
布 類		66	91	65	66	64
合 計		7,725	7,274	6,864	6,577	4,802

(4) リサイクルバンク事業の実施状況

① 利用状況

(単位:点)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
前年度から繰越	36	55	48	34	50
新規提供	1,393	1,333	1,238	1,222	1,087
再利用	1,357	1,331	1,237	1,206	1,099
廃棄	17	9	15	0	0
翌年度繰越	55	48	34	50	38
来場者数	6,855人	6,432人	6,063人	5,324人	4,692人

② 新規提供品数

(単位:点)

年 度		26	27	28	29	30
区 分						
家 具 類	机	59	42	53	61	57
	食器棚	35	41	36	15	17
	テーブル	125	109	109	99	100
	本棚	35	33	34	26	21
	ベッド	104	92	120	91	96
	ソファ	72	89	70	86	57
	サイドボード	14	9	7	2	4
	ダンス	84	68	81	80	62
スポーツ用品	スケート	1	2	5	1	1
	スキー	126	132	85	116	118
	自転車	32	22	31	23	41
子 ども 用 品		77	58	71	103	56
そ の 他		629	636	536	519	457
合 計		1,393	1,333	1,238	1,222	1,087

(5) マイバッグの持参状況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
持 参 率	90.1%	90.2%	89.6%	89.1%	88.9%
協定参加店舗数	13店舗	12店舗	12店舗	12店舗	12店舗

(6) 廃食用油の回収状況

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
回 収 量	10,843ℓ	11,029ℓ	12,179ℓ	12,852ℓ	14,356ℓ
回収店舗数	9店舗	9店舗	9店舗	9店舗	9店舗

※平成26年1月にそれぞれ1店舗閉店

2 啓発事業の実施状況

(1) えべつ環境広場

環境に関する活動をしている市民、団体が集まり、環境についての情報交換や活動発表の場として、環境月間に合わせて開催されるもので、共催団体として参加。

開催日	平成30年6月16日(土)午前10時～午後8時00分 6月17日(日)午前10時～午後4時30分
場所	野幌公民館
入場者数	約670人
主催	えべつ地球温暖化対策地域協議会
内容	各団体によるパネル展示、体験講座、講習会、その他の催し ・食材使いきりレシピ講習会 ※食品ロスの発生抑制の啓発 ・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト ※小型家電の回収及び資源化の啓発

(2) 広報等の実施状況

ごみコミえべつ61号	各種ごみの出し方、ごみ出しアプリなど(4月)
集団資源回収のパンフレット	集団資源回収の仕組み、品目、Q&Aなど(5月)
ごみ処理のパンフレット	ごみ処理施設見学者などに配布(6月)
ごみコミえべつ62号	ごみ出しアプリ、食品ロスの削減、指定ごみ袋無償交付案内など(9月)
収集日カレンダー	平成30年10月～平成31年9月のごみ・資源物の収集日の案内(9月)
自治会回覧による啓発	宴会料理の食べきり、野菜の使いきり・食べきりレシピ特集など(11月)
ポスター掲示による啓発	宴会料理の食べきり、野菜の使いきり・食べきりレシピ特集など(11月)
ごみコミえべつ63号	家庭ごみ排出量とごみ処理費用、食べきり・使いきりレシピなど(1月)
ホームページでの情報提供	食材使いきりレシピなど(随時)

3 その他

○江別市廃棄物減量等推進審議会

① 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条の規定に基づき、本市の清掃行政を推進するに当たって、ごみの減量、資源化・再利用及び適正処理に関する事項について審議し、施策に反映させることを目的に、市長の諮問機関として設置。

② 審議内容(平成30年度)

回数	開催年月日	開催場所	審 議 内 容 等
第1回	H30.6.6	野幌公民館	・平成29年度江別市ごみ排出量等の実績値について ・江別市一般廃棄物処理基本計画の施策進捗状況について ・江別市災害廃棄物処理計画の策定について
第2回	H30.8.2	勤労者研修センター	・江別市災害廃棄物処理計画(素案)について
第3回	H30.10.15	市民会館	・江別市災害廃棄物処理計画パブリックコメント(案)について
第4回	H31.1.23	市民会館	・江別市災害廃棄物処理計画(案)のパブリックコメント結果について ・平成30年度ごみ排出状況について

③ 構成委員(令和元年10月1日現在)

氏 名	所 属 又 は 勤 務 先 等	氏 名	所 属 又 は 勤 務 先 等
◎ 押谷 一	酪農学園大学	○ 内海 信雄	江別市自治会連絡協議会
浅川 雅己	札幌学院大学	河瀬 めぐみ	江別消費者協会
林倉 泰介	江別リサイクル事業協同組合	津嶋 繁明	江別商工会議所
星 優子	日本リサイクルネットワーク・えべつ	千葉 幸子	江別市女性団体協議会
難波 淳	江別青年会議所	梶浦 恵美	一般市民公募
塚田 小百合	一般市民公募	中井 和夫	一般市民公募
藤岡 章一	一般市民公募	計	13名

※ 学識経験者、民間諸団体等の代表者、市民公募により構成

※ ◎会長、○副会長

V 資料・関係規定

1 参考資料

(1) 浄化槽設置状況 (単位:基)

30年度末 設置基数	29年度末 設置基数	30年度増減実績		
		新設	廃止	増減
789	782	7	0	7

(2) 合併処理浄化槽補助実績

8年度～30年度 設置基数	31年度 設置基数(見込)
351基	10基

(3) 浄化槽設置内訳 (単位:基)

人槽 区分	1～ 10	11～ 20	21～ 50	51～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 1000	1001～ 2000	合計
単 独	275	21	38	8	4	0	1	0	0	347
合 併	401	7	14	10	6	1	2	0	1	442
合 計	676	28	52	18	10	1	3	0	1	789

(4) 一般廃棄物(新篠津村)の処理受託状況

年 度		26	27	28	29	30
区 分						
可 燃 ごみ	受入量	663,710kg	655,510kg	641,110kg	651,120kg	642,570kg
	負担金	29,249,696円	28,252,481円	27,561,315円	28,825,081円	28,311,634円
不 燃 ごみ	受入量	78,600kg	77,800kg	78,070kg	76,860kg	74,080kg
	負担金	3,463,899円	3,353,180円	3,356,229円	3,402,588円	3,263,960円
危 険 ごみ	受入量	2,450kg	2,210kg	2,930kg	2,070kg	3,180kg
	負担金	414,440円	354,283円	480,577円	330,950円	563,112円
し尿等	受入量	679,040ℓ	685,100ℓ	739,700ℓ	706,220ℓ	733,110ℓ
	負担金	5,493,427円	7,220,949円	6,930,984円	6,525,467円	7,118,493円

※ 平成30年度受入単価は、可燃・不燃ごみ44.06円/kg、危険ごみ177.08円/kg、し尿等9.71円/ℓ

(5) 清掃施設見学者の状況

年 度	26	27	28	29	30
人 数	1,461人	1,026人	988人	962人	1,037人

(6) 不法投棄処理件数

年 度	26	27	28	29	30
処 理 件 数	416件	287件	264件	210件	279件

※ 主な回収物(平成30年度)

タイヤ(142本)、テレビ(23台)、冷蔵庫(11台)、洗濯機(3台)、ストーブ(6台)、自転車(66台)等

(7) ごみステーション設置数

年 度	26	27	28	29	30
設 置 数	6,080カ所	6,093カ所	6,149カ所	6,207カ所	6,253カ所

(8) ごみ不法投棄等の対応状況(平成30年度)

- ・不法投棄防止用看板 86カ所 設置
- ・不法投棄防止啓発用看板(小学生作成) 10カ所 設置
- ・不法投棄防止啓発のぼり幕 25カ所 (97枚) 設置
- ・野焼き防止のぼり幕 7カ所 (21枚) 設置

(9) カラス除けサークルの年度別貸与状況

年 度	26	27	28	29	30
貸 与 数	66基	54基	25基	43基	18基

(10) ごみ組成分析結果
① 可燃ごみ(帯湿)

① 可燃ごみ(常湿)

分類項目		実施年月										(単位:%)			
紙	資源物	新聞・チラシ・雑誌	1.70	4.79	2.89	1.01	3.45	2.01	1.91	1.94	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月
		主にダンボール製容器	0.20	0.35	0.40	0.23	0.15	0.43	0.35	0.59					
		紙パック	0.38	0.30	0.47	0.51	0.55	0.62	0.71	0.84					
		容器	0.00	1.50	0.00	1.90	0.91	1.24	0.00	1.09					
	その他の紙類	16.11	21.18	15.71	13.28	26.73	38.24	11.27	4.60	6.02					
布・繊維	資源物	1.73	0.11	0.00	0.48	1.03	0.69	1.10	2.04	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	衣類	4.87	5.09	3.57	1.09	3.52	2.85	3.03	1.92						
	その他の布・繊維	0.01	1.09	0.09	0.16	0.62	0.19	0.32	0.00						
	草・小枝	6.12	3.23	7.69	1.90	7.46	7.49	3.44	7.84						
	小型木製品	0.03	0.77	0.07	1.51	0.53	0.35	0.44	0.36						
草・木類	木	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	木製家具	1.30	0.00	0.63	0.24	1.01	0.00	0.00	0.00						
	廃木材・木製家具	42.62	44.17	44.06	39.04	41.47	32.60	4.18	1.42						
	未開封品・未利用品	0.23	0.65	0.46	0.33	0.93	0.49	0.21	0.54						
	厨芥類(食べ残し)	0.38	0.31	0.36	0.87	0.39	0.41	0.10	0.07						
プラスチック	資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	その他のプラスチック	21.86	9.83	21.48	11.65	9.34	9.96	4.11	4.23						
	その他の軟質プラスチック(容器包装品目)	0.44	0.27	0.03	0.90	1.50	0.55	7.43	7.06						
	その他の軟質プラスチック(容器包装品目外)	0.55	0.53	0.58	0.80	0.02	0.55	0.03	0.08						
	発泡スチロール	0.00	0.08	0.00	0.01	0.04	0.01	0.02	0.00						
金 属	資源物	0.11	0.12	0.03	0.05	0.04	0.03	0.07	0.02	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	主にスチール製の容器	0.05	0.03	0.04	0.13	0.07	0.06	0.06	0.09						
	主にアルミ製の容器	0.20	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03						
	鉄くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02						
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.11	0.02						
ガラス	資源物	0.16	0.45	0.35	0.07	0.04	0.29	0.19	0.14	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	リターナブルびん	0.01	0.14	0.03	0.04	0.03	0.09	0.06	0.06						
	ガラス製の容器	0.20	0.37	0.28	21.05	0.17	0.48	10.03	5.71						
その他の可燃物	資源物	0.02	0.16	0.02	0.06	0.00	0.26	0.17	0.25	28年6月	27年11月	28年11月	29年9月	30年9月	
	小型家電	0.72	4.48	0.70	2.55	0.00	0.09	0.23	0.21						
	その他の不燃物	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00						
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00						

② 不燃ごみ(帯湿)

(単位:%)

分類項目		実施年月									
紙	資源物	新間・チラシ・雑誌									
		主にダンボール製容器									
	紙パック	0.11	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	容器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	その他の紙類	紙おむつ									
	その他の紙類	0.15	0.22	0.49	0.73	0.89	0.74	0.13	0.05	0.00	0.00
布・繊維	資源物	布									
	その他の布・繊維	0.06	1.29	0.00	0.03	0.00	0.01	0.19	0.01	0.00	0.00
草・木類	草・小枝	1.28	1.59	0.10	0.60	6.97	4.22	1.56	1.75	1.75	1.75
	小型木製品	1.12	0.00	0.04	0.39	0.85	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
	木	2.17	0.86	2.79	4.82	3.05	0.00	0.65	6.54	6.54	6.54
	木製家具	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	1.20	0.00	0.00	0.00	0.00
厨房類	未開封品・未利用品	2.13	1.19	0.00	0.00	0.00	1.15	0.00	0.00	0.00	0.00
	厨房類(食べ残し)	0.93	1.32	2.11	0.00	0.51	1.79	1.71	0.32	0.62	0.62
プラスチック	資源物	0.55	0.00	0.30	0.32	0.61	0.44	0.27	0.05	0.05	0.05
	白色トレイ	0.51	0.06	0.13	0.02	0.00	0.01	0.15	0.00	0.00	0.00
	その他のプラスチック(容器包装品目)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の軟質プラスチック(容器包装品目外)	4.69	6.39	4.81	8.72	3.78	4.12	3.65	1.84	1.84	1.84
金属	資源物	5.05	4.13	1.16	0.76	4.94	0.30	4.74	4.59	4.59	4.59
	乾電池等	6.75	4.63	12.32	9.55	7.17	9.68	4.79	6.76	6.76	6.76
	主にスチール製の容器	0.85	1.19	2.99	1.05	2.30	0.69	2.10	0.41	0.41	0.41
	主にアルミ製の容器	2.37	1.67	1.22	1.94	4.43	1.63	1.96	2.86	2.86	2.86
ガラス	資源物	0.60	0.20	0.30	0.79	0.27	0.99	1.50	0.66	0.66	0.66
	鉄くず	12.92	14.80	11.75	7.71	1.43	5.15	2.07	3.10	3.10	3.10
	その他の金属	0.80	0.00	0.58	0.26	5.00	1.11	2.97	0.00	0.00	0.00
	リターナブルびん	0.00	1.18	1.08	0.00	0.39	3.23	3.65	11.84	11.84	11.84
その他の可燃物	資源物	0.24	0.00	0.13	6.67	0.00	0.00	0.41	0.86	0.86	0.86
	ガラス製の容器	8.63	10.59	11.63	5.22	14.23	8.83	18.16	9.57	9.57	9.57
	その他のガラス	16.81	13.81	14.74	17.13	14.36	19.85	15.32	18.86	18.86	18.86
	小型家電	0.16	0.00	0.79	1.48	0.57	2.34	1.84	0.97	0.97	0.97
その他の不燃物	その他	10.30	13.65	13.51	13.27	11.90	15.27	12.45	11.88	11.88	11.88
	合計	17.69	20.71	14.21	18.12	13.28	15.76	16.50	11.76	11.76	11.76
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※ 分析サンプルの抽出について
市内5地区から、1地区あたり200kg程度のごみをステーションから直接収集

※ サンプルの分析方法について
環境省通知の要領に基づき分析し、全量を分析項目に従い分類するとともに5地区の平均数値で算定

※ 平成25年度から「草・木類」「その他の不燃物」の項目を細分化

(11) ダイオキシン類濃度測定結果

○環境クリーンセンターのダイオキシン類濃度測定結果

区分 年度	排 ガ ス		ば い 塵	
	単位 : ng-TEQ/Nm ³		単位 : ng-TEQ/g	
	排出基準 : 1.0(※市の目標値:0.05)		排出基準 : 3.0	
	1系	2系	熔融スラグ	脱塩残渣
平成26年度	0.0029	0.0047	0	0.63
平成27年度	0.000020	0.00000041	0	0.60
平成28年度	0.000021	0.00000012	0	2.30
平成29年度	0.0023	0.0013	0	0.30
平成30年度	0.00050	0.00082	0	1.00

○八幡最終処分場の放流水・地下水のダイオキシン類濃度測定結果(単位:pg-TEQ/L)

区分 年度	放 流 水	地 下 水	
		排出基準:1.0(※環境基準)	
	排出基準:10.0	A	B
平成26年度	0.00086	0.073	0.075
平成27年度	0.036	0.073	0.081
平成28年度	0.0033	0.076	0.072
平成29年度	0.0017	0.072	0.073
平成30年度	0.0017	0.071	0.073

○一般廃棄物最終処分場の放流水・地下水のダイオキシン類濃度測定結果(単位:pg-TEQ/L)

区分 年度	放 流 水	地 下 水	
		排出基準:1.0(※環境基準)	
	排出基準:10.0	上 流 側	下 流 側
平成26年度	0.00044	0.030	0.043
平成27年度	0.00094	0.042	0.045
平成28年度	0.00009	0.029	0.029
平成29年度	0.00021	0.042	0.042
平成30年度	0.000030	0.049	0.042

※ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

※pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム

※TEQ(ディー・イー・キュー) = 毒性等量(ダイオキシン類のうち最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン」の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、合計した値)

(12) 一般廃棄物最終処分場の埋立状況

埋立容量 78,000m³

区 分 年 度	埋立量 (m ³)	残余容量 (実測値 m ³)	残余率 (%)
平成26年度	4,087	35,253	45
平成27年度	2,885	32,165	41
平成28年度	2,796	29,555	38
平成29年度	2,757	26,772	34
平成30年度	2,912	24,417	31

※埋立量 : 重量(t)からの換算値

※残余容量 : メッシュ法測量による実測値(翌年度5月に実施)

(13) 一般廃棄物処理業許可業者及び委託業者（令和元年10月1日現在）

○ 許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話	業種区分
(有) 豊 栄	江別市角山64番地の18	385-1567	① ⑤
江別清掃(株)	江別市角山69番地の27	383-3261	①
江別ビル管理(株)	江別市工栄町25番地の14	384-2047	①
道央衛生(株)	江別市工栄町6番地の3	383-9080	① ④
(株) 北海道理水	江別市工栄町21番地の9	382-2081	① ④
(株) ニッタイ	江別市工栄町21番地の1	385-6881	①
(株) 石川組	江別市上江別西町42番地の6	382-4367	①
八光運輸(株)	江別市工栄町13番地の3	385-3121	②
角山開発(株)	江別市角山69番地の4	385-2669	③ ⑤ ⑥ ⑧
(株) 北翔	江別市江別太305番地の15	384-6955	③
協業組合公清企業	札幌市中央区北1条東15丁目140番地	221-8881	④
北海道衛生工業(株)	札幌市東区丘珠町647番地5	783-1432	④
昭和マテリアル(株)	岩見沢市上幌向町542番地7	0126-26-3636	⑤
(株) C&R	苫小牧市字静川5番地4	0144-56-4040	⑤
(株) 協和環境サービス	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	011-891-1101	⑤ ⑦

業種区分

- ① ごみの収集・運搬
- ② ごみの収集・運搬(事業系廃棄物に限定)
- ③ ごみの収集・運搬(取扱廃棄物を限定)
- ④ し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬及び浄化槽清掃
- ⑤ 中間処理(破碎・選別:取扱廃棄物を限定)
- ⑥ 中間処理(焼却:取扱廃棄物を限定)
- ⑦ 中間処理(堆肥化:取扱廃棄物を限定)
- ⑧ RPFの製造(取扱廃棄物を限定)

○ 委託業者

《ごみ収集・運搬委託》（可燃ごみ・不燃ごみ・大型ごみ・資源物・危険ごみ）

江別リサイクル事業協同組合 江別市工栄町11番地の7 電話 385-7124
(組合構成員)

業 者 名	所 在 地	電 話
(有) 豊 栄	江別市角山64番地の18	385-1567
江別清掃(株)	江別市角山69番地の27	383-3261
江別ビル管理(株)	江別市工栄町25番地の14	384-2047
道央衛生(株)	江別市工栄町6番地の3	383-9080
(株) 北海道理水	江別市工栄町21番地の9	382-2081
(株) ニッタイ	江別市工栄町21番地の1	385-6881
(株) 石川組	江別市上江別西町42番地の6	382-4367

《し尿収集・運搬委託》

道央衛生(株) 江別市工栄町6番地の3 電話 383-9080

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

平成5年3月30日
条例第10号

改正	平成9年3月31日条例第16号	平成10年3月31日条例第16号
	平成11年12月24日条例第24号	平成12年3月8日条例第3号
	平成12年12月12日条例第35号	平成15年12月19日条例第24号
	平成18年9月29日条例第26号	平成22年6月28日条例第14号
	平成24年12月27日条例第34号	平成31年3月26日条例第10号

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第45号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 関係者の責務（第3条—第5条）

第3節 廃棄物減量等推進審議会（第6条）

第2章 資源化・再利用の促進

第1節 市の役割（第7条—第9条）

第2節 事業者の役割（第10条—第12条）

第3節 市民の役割（第13条・第14条）

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制（第15条・第16条）

第2節 一般廃棄物の処理（第17条—第26条の2）

第3節 産業廃棄物の処理（第27条—第29条）

第4章 地域環境の清潔保持（第30条—第32条）

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第32条の2—第32条の4）

第6章 廃棄物処理手数料等（第33条—第39条）

第7章 雑則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境を清潔に保つことによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 資源化・再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物となる物を資源として利用し、若しくは再び使用すること又は再生品等を使用することをいう。
- （2） 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

第2節 関係者の責務

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、

廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理について市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源化・再利用を図らなければならない。

- 2 市民は、その家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 市民は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第3節 廃棄物減量等推進審議会

(設置)

第6条 市長の諮問に応じ、本市における資源化・再利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、必要に応じ江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 資源化・再利用の促進

第1節 市の役割

(意識啓発)

第7条 市長は、資源化・再利用を促進するための技術、情報等を収集し、市民及び事業者に対し周知すること等により、資源化・再利用の意識の啓発に努めなければならない。

(経済的措置)

第8条 市長は、資源化・再利用の促進に関する市民及び事業者の取組を助長するために必要と認めるときは、適正な支援等その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第8条の2 市長は、資源化・再利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第9条 市長は、資源化・再利用の促進等に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第2節 事業者の役割

(廃棄物の発生の抑制等)

第10条 事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必

要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（資源化・再利用の容易性の自己評価等）

第11条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等の資源化・再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化・再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その資源化・再利用の方法についての情報を提供すること等により、資源化・再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第12条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、資源化・再利用することが可能な包装、容器等の普及に努めること、使用後の包装・容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の資源化・再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入に際し、適正な包装、容器等の商品を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、回収に努めなければならない。

第3節 市民の役割

（自主的活動への参加等）

第13条 市民は、廃棄物の発生の抑制及び資源の有効利用を図るため、紙、金属、ガラス等の資源の分別及び不用品・再生品の利用を行うとともに、資源回収等の自主的な活動に参加する等により、資源化・再利用に努めなければならない。

（商品の選択）

第14条 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、資源化・再利用が容易な商品及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第15条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供しなければならない。

（適正処理困難物の指定）

第16条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもののほか、一般廃棄物のうち製品、容器等で、本市の処理施設及び処理技術に照らし、適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 前項の適正処理困難物は、規則で定める。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

第2節 一般廃棄物の処理

（一般廃棄物処理計画に基づく処理）

第17条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

- 2 前項の一般廃棄物処理計画のうち、市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を行うために必要な排出基準及び処理施設の受入基準は、規則で定める。

（家庭系廃棄物の処理）

第18条 市は、家庭系廃棄物（浄化槽に係る汚泥を除く。）を収集、運搬及び処分する。

（市の処理施設に搬入できる事業系廃棄物）

第19条 事業者は、その事業系廃棄物（浄化槽汚泥を含む。）を処分するため、市の処理施設に搬入することができる。ただし、家庭系廃棄物の適正な処理に支障がないと認められる場合に限る。

（排出基準の遵守義務等）

第20条 市民は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、必要な分別、減量のための処理等を行い、第17条第2項に規定する排出基準を遵守してごみステーション等の排出場所に出さなければならない。

2 前項の排出場所のうち市の定期的な収集に係るごみステーションの位置は、ごみステーションを利用しようとする者が市長と協議の上、定めるものとする。

3 ごみステーションを利用する者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔にしておかなければならない。

（共同住宅のごみステーション等の設置）

第21条 4戸以上を有する共同住宅（事務所等を併用するものを含む。）を所有する者又は建築しようとする者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、ごみステーション等を設置しなければならない。

（排出禁止物）

第22条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物をごみステーションへ排出してはならない。

（1） 第17条第2項に規定する排出基準に適合しない廃棄物

（2） 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物のほか、有害性、感染性、爆発性、引火性その他危険性のある物又は著しく悪臭を発する物

（3） 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの及び第16条第1項の規定により指定する適正処理困難物

（4） 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で市長が別に定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げる廃棄物で市の処理施設で処理可能な家庭系廃棄物を市の処理施設へ搬入することができる。

（改善措置等）

第23条 市長は、市民が第20条、前条若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業者が第4条第2項若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該市民又は事業者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた市民又は事業者が当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第24条 市民及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

（適正処理の把握）

第25条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする市民及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

（市の処理施設の受入基準）

第26条 家庭系廃棄物又は事業系廃棄物（浄化槽汚泥を含む。以下この条において同じ。）を処分するため市の処理施設に搬入する者は、第17条第2項に規定する受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市の処理施設に第17条第2項に規定する受入基準に適合しない家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を搬入する者に対し、分別、減量等に関する必要な事項を指示することができる。

3 市長は、家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を市の処理施設に搬入する者が第17条第2項に規定する受入基準に従わないときは、市の処理施設への搬入を拒否することができる。

（技術管理者の資格）

第26条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第3節 産業廃棄物の処理

（産業廃棄物の処理に関する市長の指導監督）

第27条 市長は、良好な生活環境の保全のため市の区域内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう、事業者に対して必要な指導監督を行わなければならない。

第28条及び第29条 削除

第4章 地域環境の清潔保持

（不法投棄の禁止等）

第30条 何人も、法及びこの条例の規定に基づいて廃棄物を処理する場合を除くほか、市の区域内においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 2 市長は、不法投棄防止のための監視を行い、不法投棄を行った者に原状回復をさせる等必要な措置を講ずることができる。

（清潔の保持）

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地、建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 占有者等は、その管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、適正な管理に努めなければならない。

（公共の場所の清潔の保持等）

第32条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸い殻その他の廃棄物を捨てたり、飼育するペット等のふんを放置する等により、当該公共の場所を汚してはならない。

- 2 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないよう、工事に伴う土砂、がれき、廃材

等の整理に努めなければならない。

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(対象施設)

第32条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び破碎施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧)

第32条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供するに当たっては、併せて法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項の縦覧をしようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 実施した生活環境影響調査の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の縦覧の期間は、前項の告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第32条の4 第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、市長に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

3 意見書の提出期限及び提出先は、前条第2項の告示の際、併せて告示するものとする。

第6章 廃棄物処理手数料等

(家庭系廃棄物処理手数料)

第33条 第18条及び第22条第2項の規定により市が家庭系廃棄物の処理を行う場合で、別表に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、減免を受けようとする者の申請により前条第1項の手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 災害その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認めた者
- (3) 前2号のほか、特別の事由があると認めた者

(事業系廃棄物処理手数料)

第35条 第19条の規定により事業者が市の処理施設に搬入する場合（浄化槽汚泥の搬入を含む。）は、別表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

第36条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可)

第37条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは許可をする。

3 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は、2年間とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第38条 前条第1項の規定による許可の申請をする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 14,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 14,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 14,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円
- (5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円
- (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

2 既納の手数は、還付しない。

(過料)

第39条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求されたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者は、平成5年7月3日までは、改正後の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第37条第2項の規定による許可を受けている者とみなす。

附 則 (平成9年3月31日条例第16号)

この条例中別表第2の改正規定(「し尿処理場使用料」を「し渣除去施設使用料」に改める部分に限る。)は、平成9年4月1日から、その他の改正規定は平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日条例第16号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月8日条例第3号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第24号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第14号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改定規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第34号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第33条及び第35条関係）

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭系廃棄物処理手数料	市が家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）を収集、運搬及び処分するとき	規則で定めるごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納できるもの 指定ごみ袋1枚につき、1リットル2円として規則で定める額
		指定ごみ袋に収納できないもの 1,000円以内で規則で定める額
	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	10キログラムにつき 90円
事業系廃棄物処理手数料	事業系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	浄化槽汚泥 20リットルにつき 70円
		その他のもの 10キログラムにつき 110円
し尿処理手数料	市がし尿を収集、運搬及び処分するとき	仮設トイレのし尿 200リットルまで 900円 200リットルを超える20リットルにつき 90円
		その他のし尿 20リットルにつき 90円

備考 手数料の算定に当たって処理量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

改正	平成 9 年 11 月 21 日 規則第 40 号	平成 10 年 2 月 27 日 規則第 9 号
	平成 10 年 6 月 16 日 規則第 43 号	平成 12 年 3 月 21 日 規則第 6 号
	平成 12 年 12 月 12 日 規則第 68 号	平成 13 年 3 月 29 日 規則第 17 号
	平成 14 年 11 月 29 日 規則第 51 号	平成 15 年 12 月 26 日 規則第 42 号
	平成 16 年 4 月 1 日 規則第 23 号	平成 16 年 8 月 18 日 規則第 32 号
	平成 17 年 3 月 18 日 規則第 2 号	平成 18 年 9 月 29 日 規則第 59 号
	平成 20 年 2 月 1 日 規則第 3 号	平成 22 年 6 月 28 日 規則第 19 号
	平成 22 年 12 月 27 日 規則第 31 号	平成 25 年 3 月 29 日 規則第 13 号

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 47 年規則第 10 号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の組織）

第 2 条 条例第 6 条の規定により設置する江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、13 人以内とする。

2 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会議）

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、生活環境部環境室において処理する。

（自主的活動への支援）

第 6 条 条例第 8 条の規定による自主的活動への支援は、次に掲げるものとする。

（1）住民団体等が行う資源回収を促進するための事業

（2）資源回収事業者組織の育成等

（3）生ごみ堆肥化容器購入助成等市民が行う廃棄物減量を促進するための事業

（4）その他特に市長が支援することを必要と認めるもの

（適正処理困難物）

第 7 条 条例第 16 条第 2 項に規定する規則で定める適正処理困難物は、次の各号のいずれかに該当するもので市長が指定するものとする。

（1）大型耐久消費財等の重量が重いもの又は容積が大きいもので収集作業に支障をきたすもの

（2）爆発性を有する等により収集作業上危険なもの若しくは収集車両を損壊するおそれのあるもの又は市の処理施設で処理する場合に作業上危険なもの若しくは施設の設備等を損壊するおそれのあるもの

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市の処理施設の施設能力、技術等に照らし、適正な処理が困難なもの

2 前項に規定する適正処理困難物は、告示するものとする。

（一般廃棄物の処理計画の告示）

第 8 条 条例第 17 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理計画は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資源化・再利用の方策に関すること。
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関すること。
 - (3) 一般廃棄物の種類及び分別の区分に関すること。
 - (4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。
 - (5) 一般廃棄物を処理する施設に関すること。
 - (6) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 2 前項第5号から第7号までに規定するものに関し市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を容易に行うために必要な事項は、告示するものとする。

(排出基準)

- 第9条 条例第17条第2項に規定する規則で定める家庭系廃棄物の排出基準は、次のとおりとする。
- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別すること。
 - (2) 燃やせるごみ及び燃やせないごみは、指定ごみ袋（第1号様式）に収納し、大型ごみは大型ごみ処理シール（第1号様式の2）を、その他指定ごみ袋に収納できないものはごみ処理券（第1号様式の3）を貼付すること。
 - (3) 資源物及び危険ごみは、中身の見える透明又は半透明の袋に分けて収納すること。
 - (4) 第1号の規定により家庭系廃棄物を分別する場合は、品目別にあらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。
 - (5) 排出場所は、戸別に収集を行う大型ごみを除き、ごみステーションとする。
- 2 前項各号に掲げる排出基準のほか、家庭系廃棄物の排出に必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入基準)

- 第10条 条例第17条第2項に規定する規則で定める処理施設の受入基準は、次のとおりとする。
- (1) 条例第22条第1項第2号及び第3号に規定する排出禁止物でないこと。
 - (2) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別していること。
 - (3) 廃棄物を処分するための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去していること。
 - (4) 江別市環境クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に搬入しようとする廃棄物にあつては、第2号の規定により分別した燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとする。
 - (5) 江別市最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入しようとする廃棄物にあつては、クリーンセンターにおいて中間処理ができないものとする。
 - (6) 江別市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）に搬入しようとする資源物にあつては、家庭系廃棄物のうち、容器包装廃棄物及び集団資源回収等自主的活動などで資源化が困難なものとする。
 - (7) 市長が別に指定する一般廃棄物は、あらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。
- 2 前項各号に掲げる受入基準のほか、一般廃棄物の受入に必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入時間及び休日)

- 第11条 クリーンセンター及び最終処分場の受入時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 受入時間 午前9時から午後5時まで
 - (2) 休日 1月1日から1月3日まで
- 2 リサイクルセンターの受入時間及び休日は、次のとおりとする。
- (1) 受入時間
 - ア 土曜日を除く日 午前9時から午後4時45分まで
 - イ 土曜日 午前9時から午前11時45分まで
 - (2) 休日
 - ア 日曜日
 - イ 各月の29日以降の日（ただし、1月を除く。）
 - ウ 1月1日から1月3日まで
- 3 し渣除去施設の受入時間及び休日は、次のとおりとする。
- (1) 受入時間

ア 土曜日を除く日 午前9時から午後4時45分まで

イ 土曜日 午前9時から午前11時45分まで

(2) 休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月31日から翌年1月3日まで（イに掲げる日を除く。）

- 4 処理施設の受入時間及び休日は、前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、変更することができる。

第12条 削除

（共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前協議）

第13条 条例第21条に規定する共同住宅所有者等は、共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前の協議を行うため、共同住宅ごみ処理計画等届出書（第2号様式。以下「計画等届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、計画等届出書の提出を受けた日から5日以内に協議を終えるものとする。

- 3 前2項の規定は、協議終了後その計画等に変更が生じた場合に準用する。

（共同住宅のごみステーション等の設置基準）

第14条 条例第21条に規定する規則で定める共同住宅のごみステーション等の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） ごみ収集車が支障なく敷地内に進入し、かつ、退出することができること。

（2） 収集作業に支障となる障害物がないこと。

- 2 前項各号に掲げる設置基準のほか、共同住宅のごみステーション等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（管理責任者等の選任）

第15条 共同住宅所有者等は、管理人又は管理責任者を選任したときは、計画等届出書にその旨を記載し、市長に提出するものとする。

- 2 共同住宅所有者等は、共同住宅所有者等又は前項の規定により選任した管理人若しくは管理責任者に変更があったときは、変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

（縦覧の手続）

第15条の2 条例第32条の3の規定により縦覧に供する書類（以下「調査書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（第3号様式）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第15条の3 縦覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 調査書等を縦覧場所から持ち出さないこと。

（2） 調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又は加筆等の行為をしないこと。

（3） 他の縦覧者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（4） 職員の指示があった場合には、これに従うこと。

- 2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第15条の4 条例第32条の4第1項の意見書には、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び生活環境保全の見地からの意見を記載しなければならない。

（家庭系廃棄物処理手数料の額）

第15条の5 条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項金額の欄に規定する規則で定める額は、第9条第1項第2号に規定する袋、シール及び券の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

（1） 指定ごみ袋 次に掲げる額

ア 5リットル 10円

イ 10リットル 20円

ウ 20リットル 40円

エ 30リットル 60円

オ 40リットル 80円

(2) 大型ごみ処理シール 次に掲げる額

- ア 250円
- イ 500円
- ウ 1,000円

(3) ごみ処理券 次に掲げる額

- ア 80円
- イ 160円

2 前項に規定する大型ごみ処理シール及びごみ処理券の対象区分、品目及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法)

第16条 条例第33条第2項に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物の処理手数料は、指定ごみ袋等取扱者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家庭系廃棄物処理手数料の収納の事務の委託を受けた者をいう。）が指定ごみ袋、大型ごみ処理シール又はごみ処理券を交付する際にその交付数に応じて徴収する。
- (2) 市民が市の処理施設に搬入する家庭系廃棄物処理手数料は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収する。
- (3) し尿処理手数料は、江別市証紙条例（昭和55年条例第35号）の規定により徴収する。

2 前項第1号及び第2号の既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第17条 条例第35条第2項に規定する手数料の徴収方法は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、各月において処分したものについて一括して納入通知書により徴収することができる。

第18条 削除

(事業系廃棄物搬入申請)

第19条 条例第19条の規定により市の処理施設に搬入しようとする者は、あらかじめ事業系廃棄物搬入申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対して事業系廃棄物搬入許可書（第5号様式）を交付する。

(手数料の減免)

第20条 条例第34条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第21条 条例第37条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の申請をしようとする者又は一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新の申請をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第37条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲変更許可申請等)

第22条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業範囲変更許可申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第23条 市長は、条例第37条第2項の規定により一般廃棄物の収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可若しくは更新の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可証（第11号様式）を交付する。

2 市長は、条例第37条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第12号様式）を交付する。

3 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第24条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付を受けた者が、許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、許可証再交付申請書(第13号様式)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止及び変更の届出)

第25条 法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更の届出は、当該廃止及び変更の日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業廃止届(第14号様式)又は一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請事項変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第26条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、第16号様式に定めるとおりとする。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づいて行われた申請その他の行為は、改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則(平成9年11月21日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年2月27日規則第9号)

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則(平成10年6月16日規則第43号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規則第6号)

この規則は、平成12年3月22日から施行する。

附 則(平成12年12月12日規則第68号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月29日規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月29日規則第51号)

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日規則第42号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月18日規則第32号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第59号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月1日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 6 月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第3号様式の3の指定ごみ袋並びに第3号様式の4の80円処理券及び160円処理券については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年12月27日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた様式の用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成25年 3 月29日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第1号様式の2の大型ごみ処理シール及び第1号様式の3のごみ処理券については、当分の間、使用することができる。

別表（第15条の5 関係）

1 大型ごみ処理シールの対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートルを超え、2メートル以内のもの	オルガン・電子オルガン・電子ピアノ	1,000
	カラオケ演奏装置	1,000
	サイドボード・リビングボード・ローボード	1,000
	水槽	1,000
	ステレオセット（アンプ、チューナー、デッキ及びスピーカー）（一体型を含む。）	1,000
	洗面化粧台・シャンプードレッサー	1,000
	ソファ（応接用で2人掛け以上のもの）	1,000
	卓球台セット（卓球板及び台脚）	1,000
	たんす	1,000
	机（両そで又は片そで付きのもの）	1,000
	灯油タンク（容量が90リットルを超えるもの）	1,000
	戸棚類（食器棚、茶たんす、本棚、ライティングデスク等）	1,000
	ベッド（ダブル又は2段）（ベッドマットレスを除く。）	1,000
	ベッドマットレス（スプリング付きのもの）	1,000
	浴槽・庭池	1,000
	ロッカー（幅が50センチメートルを超えるもの）	1,000
	バスケットゴール（スタンド型）	1,000
	アンプ（楽器用）	500
	オーディオラック	500
	鏡台	500
	げた箱	500
	健康器具（ぶら下がり器、ランニングマシン、サイクリングマシン等）（モーター式を除く。）	500

子供用遊具（滑り台又はぶらんこ）	500
ゴムボート（底板付きのものを含む。）	500
米びつ・レンジ台	500
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳を超えるもの）	500
ソファ（応接用で1人掛けのもの）	500
畳	500
テーブル（折りたたみ式を含む。）	500
テレビ台	500
流し台・調理台	500
ベッド（セミダブル、シングル、折りたたみ式又はパイプ）（ベッドマットレスを除く。）	500
ペット小屋	500
ホームラック・スチールラック（背板、側板等がないもの）	500
ミシン	500
リヤカー	500
ロッカー（幅が50センチメートル以下のもの）	500
編み機	250
衣装箱・プラスチック製多段式収納箱	250
いす（ベンチ、折りたたみ式、パイプ等）（応接用を除く。）	250
衣類乾燥機台	250
カラーボックス	250
キーボード（楽器用）	250
クーラーボックス	250
車いす（電動式を除く。）	250
弦楽器（ギター、エレキギター等）	250
コート掛け	250
子供用遊具（滑り台及びぶらんこを除く。）	250
コンポスト容器	250
サーフボード	250
作業用台車・手押し車	250
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳以下のもの）	250
室内用物干し	250
自転車・一輪車	250
芝刈機（手押し式のもの）	250
車両用ルーフボックス	250
照明器具（シャンデリア、電気スタンド、リングライト等）	250
食器（洗い）乾燥機	250
スーツケース	250
スタンドミラー（姿見）	250
ストーブガード	250
スノーダンプ	250
スノーボード	250
すのこ	250
スピーカー	250
ズボンプレスサー	250

	扇風機		250
	掃除機		250
	そり		250
	建具（網戸、障子、ついたて、ふすま等）		250
	テレビアンテナ		250
	電気こたつセット（こたつ本体及び天板）		250
	電気ストーブ		250
	テントセット（天幕及び支柱）（キャンプ用に限る。）		250
	灯油タンク（容量が90リットル以下のもの）		250
	はしご・脚立		250
	布団セット（布団及びスポンジマットレス）（2枚まで1セット）		250
	ベビー用具（ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、ベビーカーラック、チャイルドシート等）		250
	床暖房パネル（床上敷タイプ）		250
	棒状のもの	アコーディオンカーテン	250
		煙筒	250
		カーテンレール	250
		かさ（パラソル）	250
		熊手	250
		ゴルフ用具セット（バッグ及びクラブ）	250
		スキーキャリア	250
		スキーセット（スキー及びストック）	250
		スコップ（除雪用を含む。）	250
		スノーブラシ（車用）	250
		剪定木（廃木材）	250
		つつぱり棒	250
		釣りざお	250
		デッキブラシ	250
		ブラインド	250
		ほうき	250
		モップ（床拭き用具）	250
		物干しざおセット（さお及び支柱）（さお4本及び支柱2本まで1セット）（土台を除く。）	250
		レーキ	250
		ロールカーテン・ロールスクリーン	250
		棒・パイプ類（金属製、プラスチック製、木製等）	250
	板状等のもの	ダンボール	250
		発泡スチロール材（魚箱、梱包材等）	250
		木（ベニヤ）板・プラスチック（塩化ビニル樹脂）板・ガラス（鏡）板・金属（トタン）板	250
最大辺の長さにかかわらずのもの	給湯器（家庭用ボイラー）		1,000
	コンプレッサー（家庭用）		1,000
	プロジェクションテレビ		1,000
	オイルヒーター		500

	ガスレンジ（ガステーブル）	500
	芝刈機（電動式のもの）	500
	自動車用部品（シート、シャフト、スプリング、ドア、ホイール、ボンネット等）	500
	ジャッキ（油圧式のもの）	500
	除雪機（電動式のもの）	500
	水中ポンプ（家庭用）	500
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式以外のもの）	500
	ドラム缶	500
	風呂釜	500
	うす（石製に限る。）	250
	縁石（地先境界ブロック）	250
	ガスカセットコンロ	250
	がれき類（アスファルト、コンクリート、タイル、レンガ、ガラス等の破片）（10リットルまで1セット）	250
	給湯器（瞬間湯沸器）	250
	工具類（スパナ、レンチ、ハンマー、バール、携帯ジャッキ等）（5個まで1セット）	250
	コンクリートブロック（2個まで1セット）	250
	炊飯器（ガス式のもの）	250
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式のもの）	250
	石膏ボード（1畳まで1セット）	250
	漬物用重し	250
	つるはし	250
	鉄アレイ・ダンベル・バーベル	250
	電動工具	250
	ボウリングのボール	250
	物干し台	250
	レンガ（4個まで1セット）	250
	便器	250
	水洗タンク	250
重量、形状、処理困難性等において、上記品目と類似性のあるもの		当該類似品目の金額
上記に掲げる以外の品目		250

2 ごみ処理券の対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートル以内のもの。	最大辺が50センチメートル（枝木、廃木材等の木類にあっては、最大辺が1メートル）以内のもの	80
ただし、大型ごみ処理シールの対象を除く。	最大辺が50センチメートルを超え、1メートル以内のもの（上記の木類を除く。）	160

備考

- 1 最大辺とは、排出するごみ1個の最も長い辺（円形のものにあっては、直径）の長さをいう。
- 2 金額は、品目1個（セット）ごとに適用する。
- 3 品目1個（セット）の重量は、100キログラム以内とする。
- 4 棒状のもの、板状等のものにあっては、市長が別に定めるところにより束にして、品目1個（セット）として排出することができる。

2 江別市清掃事業年表

年 (西暦)	ごみ・リサイクル・し尿関係
大正 6 (1917)	・農家の人々がし尿汲取協同組合を結成し、集落地の各世帯のし尿を収集運搬し、農村還元を行って処分
昭和 29 (1954)	・「清掃法」施行
30 (1955)	・民生課衛生係に清掃部門を設ける(4月) ・「江別市清掃条例」制定(4月) ・ごみ、し尿収集が個人請負馬車で開始(4月) ・特別清掃地域を設定。地域内世帯数4,279世帯
35 (1960)	・請負業者がオート三輪車1台を購入し、ごみ収集にあたる(4月) ・市がバキューム車を初めて1台購入し、一部直営とした(12月)
36 (1961)	・ごみ処理部門を全て直営とした(4月)
38 (1963)	・保健衛生係に機構を改める(4月) ・し尿処理部門を全て直営とした(4月)
39 (1964)	・保健課清掃係に機構を改める(4月) ・大麻団地の建設等に伴う大幅な人口増により、ごみ収集車を3台増車し、収集体制を強化した(4月)
42 (1967)	・特別清掃地域を拡張。地域内世帯数10,651世帯 ・し尿処理場(45kℓ/日)完成(12月)
44 (1969)	・衛生課清掃係、作業係に機構を改める(4月) ・し尿処理手数料改定(4月) ・焼却炉建設を前提に、分別収集〔紙袋(ラミネート加工)方式〕実施。ごみ処理手数料賦課制を廃止し、証紙制(1袋5円)・市指定袋制(1袋12円)とし、ごみ袋売捌き手数料を販売店に交付(10月)
45 (1970)	・保健衛生課清掃係と清掃事業所事業係に機構を改める(4月)
46 (1971)	・スーパーパック(内側をビニールコーティングした紙袋)取扱店に補助金交付(9月) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行(9月) ・ごみ収集手数料無料化実施(10月)
47 (1972)	・「江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同条例施行規則」制定(4月) ・祝日のごみ収集を廃止(5月) ・事業活動に伴う廃棄物実態調査実施(10月) ・ごみ粉碎処理場(75t/5H)が完成(12月) ・分別収集を廃止し、粉碎処理に適合した混合収集に切り替え(12月)
48 (1973)	・清掃課管理係、事業第一係、事業第二係、ごみ粉碎処理場に機構を改める(4月) ・し尿処理場が水道部から清掃課に移管される(11月) ・清掃課管理棟が角山(現工業町14-2)に完成(12月)
49 (1974)	・計量施設(30t)完成(3月) ・粉碎処理に係る事業系一般廃棄物、産業廃棄物の有料化(3月) ・産業廃棄物実態調査実施(5月) ・スーパーパックの補助金制度を廃止(9月)
50 (1975)	・ごみ埋立地を東野幌地区に設置(昭和54年9月完了)

昭和 51 (1976)	・ごみ袋売捌き手数料制度を廃止(3月) ・清掃事務所とし、管理課(管理係、ごみ粉碎処理場、し尿処理場)と事業課(事業第一係、事業第二係)に機構を改める(7月) ・ごみ埋立地を世田豊平川河川敷に設置 ・し尿処理手数料改定(7月)
52 (1977)	・昭和51年度全道市長会清掃主管者会議収集処理部会開催(1月) ・ごみの組成分析開始
54 (1979)	・大型ごみ分別収集開始(4月) ・第1回ごみ減量展開催(10月。以降昭和58年まで毎年開催) ・ごみ埋立地を中島地区に設置(10月供用開始)
55 (1980)	・管理課(管理係、指導係、し尿処理場、ごみ粉碎処理場)と事業課(事業係、焼却炉運転準備班)に機構を改める(4月) ・2分別(可燃ごみ、不燃ごみ)の分別収集実施(6月) ・し尿収集運搬業務を民間事業者に委託(6月) ・昭和55年度全道市長会清掃主管者会議総会開催(7月) ・証紙制度実施
56 (1981)	・ごみ焼却処理場完成、運転開始(75t/日×2炉)(4月) ・管理課(管理係、指導係、し尿処理場)と事業課(事業係、施設係)に機構を改める(4月) ・旧事務所管理棟を清掃資料展示棟に用途変更(9月)
57 (1982)	・ごみ、し尿処理手数料、使用料改定(4月)
58 (1983)	・収集方式をステーション方式とし、推進に努める ・「浄化槽法」公布(昭和60年10月1日施行) ・新し尿処理場(60kl/日)稼動開始(4月)
59 (1984)	・「廃乾電池処理基本計画」策定、乾電池の保管処理開始(3月) ・旧し尿処理場解体(1基予備貯留槽に転用) ・し尿処理、汚泥処分手数料改定(4月) ・管理課(管理係、焼却処理場、し尿処理場)と事業課(指導係、事業係)に機構を改める(4月) ・清掃資料展示棟オープン(6月) ・第1回市民と清掃のつどい開催(9月。以降昭和63年まで毎年開催)
60 (1985)	・ごみ処理等手数料、使用料改定(4月) ・不燃ごみ、粗大ごみ収集運搬業務を民間事業者に委託(10月)
61 (1986)	・「江別市一般廃棄物処理基本計画」策定(9月:目標年次 2006年) ・昭和61年度全道市長会清掃問題研究会ごみ分科会開催(10月)
62 (1987)	・八幡最終処分場造成工事着工(7月)、一部供用開始(昭和63年1月) ・リサイクルバンク事業スタート(7月)
63 (1988)	・ごみ処理等手数料、使用料改定(4月) ・八幡最終処分場造成工事竣工(10月)
平成 元 (1989)	・第1回清掃のひろば開催(10月。以降平成5年まで毎年開催)
3 (1991)	・ごみ減量対策としてコンポスト助成制度、資源回収事業に奨励金交付開始(7月) ・ごみ焼却処理場2炉運転開始(10月) ・「再生資源の利用の促進に関する法律」施行(10月) ・管理課(管理係)、し尿処理場(し尿処理施設係)、事業課(指導係、事業係)、資源リサイクル課(リサイクル係、普及係)、焼却処理場(焼却施設係)に機構を改める(11月) ・可燃ごみ収集運搬業務の一部を民間事業者に委託(11月)

平成 4 (1992)	・ごみ処理等手数料、使用料、し尿処理手数料、汚泥処分手数料改定(4月) ・雑びんポストを市内公共施設8ヵ所に設置(7月)
5 (1993)	・第1回リサイクルを考える集い開催(3月。以降平成9年まで毎年開催) ・「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」施行(4月) ・条例により、8戸以上を有する共同住宅に専用のごみステーション等の設置を義務付け(4月)
6 (1994)	・第1回エコフェア開催(7月。以降平成21年まで毎年開催)
7 (1995)	・し尿処理場の休止。し渣除去施設供用開始(4月) ・可燃ごみ収集運搬業務の一部を民間事業者へ委託(5月) ・農村区域(不燃:1回/月→可燃・不燃:1回/週)の収集開始(5月) ・焼却処理場を施設管理係、運転整備係に機構を改める。(5月)
8 (1996)	・フロンガス回収車、あき缶プレス機の寄贈(3月)、フロンガス回収事業開始(6月) ・合併処理浄化槽設置整備補助事業開始(4月) ・中島埋立地最終処分場覆土造成工事竣工(9月) ・「分別と資源化を考える会議」開催(4回)
9 (1997)	・「江別市一般廃棄物処理基本計画」策定(3月:目標年次 2011年) ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」施行(4月) ・し尿処理場廃止(4月) ・分別収集モデル地区事業開始(7月)(対象 6地区・10自治会・12,000名 びん、かん、ペットボトル、紙パック) ・清掃行政広報誌(ごみコミえべつ)初回発行(7月) ・ごみ処理関係手数料、使用料改定、し尿処理手数料一部改定(7月)
10 (1998)	・廃棄物処理施設建設準備室設置(4月) ・一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料について条例施行規則の一部改正(6月) ・八幡地区最終処分場埋立地築堤工事終了(11月)
11 (1999) 以降年度	・江別市廃棄物減量等推進審議会の設置(4月) ・中島埋立地最終処分場廃止(6月) ・江別リサイクル事業協同組合設立(3月) ・全市資源物の分別収集開始(びん類、かん類、ペットボトル、紙パック/委託事業:リサイクルパッカー車3台使用)(3月) ・不燃ごみ・資源物の祝日収集開始(3月) ・リサイクルセンター竣工(3月)
12 (2000)	・減量推進課(主幹、リサイクル係、指導係主査、指導係)、業務課(業務係、資源化係)に機構を改める(4月) ・電気式生ごみ処理機購入助成事業開始(5月) ・道内10市清掃担当部長会議開催(2月)
13 (2001)	・びんポストを廃止し、公共施設7ヵ所にリサイクルポスト(びん類、かん類、ペットボトル、紙パック)設置(7月) ・「江別市一般廃棄物処理基本計画」第1回見直し計画策定(3月)
14 (2002)	・生ごみ堆肥化(ダンボール式)支援事業の開始(5月) ・不法投棄等の情報提供に関する協定を江別・野幌郵便局と締結(6月) ・旧ごみ焼却処理場廃止(11月)、新廃棄物処理施設(環境クリーンセンター)竣工、稼動(12月) ・委託車両(可燃・不燃)の指定色(外部塗装)変更(オレンジ系色)(12月) ・資源物に白色トレイを追加し収集開始(12月) ・不燃ごみ収集を月2〜3回から週1回収集に変更(12月)

平成 15 (2003)	・管理課(管理係)、減量推進課(リサイクル係、資源化係)、廃棄物対策課(指導係、業務係)、環境クリーンセンター(施設係、維持係)に機構を改める(4月)
16 (2004)	・環境室とし、環境課(環境対策係、環境政策担当、自然環境担当)、清掃管理課(管理係、事業計画担当)、減量推進課(リサイクル係、資源化係)、廃棄物対策課(業務係、指導担当)、環境クリーンセンター(施設係、維持係)に機構を改める(4月) ・江別市一般廃棄物最終処分場竣工、供用開始(6月) ・公共施設7カ所のリサイクルポストを廃止(8月) ・「江別市家庭系廃棄物処理手数料の収納事務及び指定ごみ袋等の交付事務処理要領」施行(9月) ・「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正(10月) ・「江別市家庭系廃棄物処理手数料減免取扱要綱」及び「江別市公共ごみ取扱要領」施行(10月) ・家庭系可燃ごみ・不燃ごみの有料化開始(指定袋、処理券)(10月) ・危険ごみ(スプレー缶、ガスカセット缶、乾電池、水銀体温計・温度計、ライター、蛍光管)の分別収集及び可燃ごみの祝日収集の開始(10月) ・指定ごみ袋等の保管、配送の民間事業者委託(10月) ・共同住宅の専用ごみステーション等の設置基準を8戸以上から4戸以上に変更(10月)
17 (2005)	・清掃管理課と廃棄物対策課を統合し、廃棄物対策課(管理係、指導担当)に機構を改める(4月) ・し尿収集量の減少による委託収集体制の縮小(2社→1社)(7月) ・「循環型社会形成推進地域計画」策定(8月) ・道内10市清掃担当部長会議開催(2月)
18 (2006)	・新篠津村からの一般廃棄物の受入処理業務受託開始(4月) ・「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正により産業廃棄物の受入廃止(10月) ・環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業実施方針の公表(11月) ・廃食用油拠点回収(いしかりエコ燃料プロジェクトに参加)の啓発及び支援(1月)
19 (2007)	・リサイクルセンター管理運営事業の委託実施(4月) ・浄化槽法に基づく道の事務・権限(水質検査受検に係る指導及び助言等)の一部移譲(4月) ・「江別市一般廃棄物処理基本計画」第2回見直し計画策定(7月) ・旧ごみ焼却処理場解体工事が平成18年からの2ヵ年計画により完了(8月) ・環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託及びモニタリングの実施(10月) ・清掃管理課(庶務係、施設管理係、処理施設担当)、廃棄物対策課、減量推進課(リサイクル係、資源化担当、減量政策担当)に機構を改める(10月) ・廃棄物ストックヤード竣工(11月)
20 (2008)	・6事業者(市内16店舗)及び市民団体(2団体)と10月から実施のレジ袋削減に関する協定の締結(8月) ・ごみの分別区分(プラスチック、木類)の一部変更の実施(10月)
21 (2009)	・リサイクルバンク運営管理事業の委託実施(4月)、リサイクルバンクが新施設へ移転、開設(8月) ・カラス除けサークルモニター調査の開始(4月) ・不法投棄防止等事業(緊急雇用創出事業)の委託実施(5月) ※平成22年度継続実施 ・廃棄物減量等推進審議会公募委員の募集(5月) ・事業所アンケート調査(対象 300 社、回収率約 49%)の実施(6月) ・環境課が環境事務所に移転(7月) ・PCB廃棄物(高圧コンデンサ6基)処理事業の委託実施(7月) ・ペットボトル減容機等更新工事(地域活性化・生活対策臨時交付金事業)が繰越事業で完了(8月) ・事業系ごみ組成分析調査の実施(9月) ・使用済小型家電のイベント回収実施(北海道のレアメタル回収モデル事業に参加)(9月) ・ごみと資源物に関する市民アンケート調査(対象 3,000 人、回収率約43%)の実施(10月) ・「江別市産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱」施行(12月)

平成 22 (2010)	・生ごみ堆肥化容器購入費に対する助成範囲(密閉式容器、コンポスター)の拡大(4月) ・「第6期分別収集計画」(計画期間:平成23～27年度)の策定(5月) ・大型ごみ収集の実施等に向けた「廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正(6月) ・清掃資料展示棟(旧リサイクルバンク)解体工事完了(9月) ・ごみ収集運搬業務の委託手法を一括委託方式に変更(10月) ・大型ごみ収集の実施、不燃ごみの収集回数変更、危険ごみ収集を資源物と同日収集に変更(月1回→月2回)、指定ごみ袋(可燃ごみ・不燃ごみ)の統合と新設(5リットル袋)(10月) ・ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の減免対象(要介護高齢者及び2歳未満の乳幼児等)の拡大(10月) ・「江別市一般廃棄物処理基本計画」策定(3月:目標年次 2021年)
23 (2011)	・指定ごみ袋等の製作、収納管理の民間事業者委託(4月) ・ごみ・資源物の収集日お知らせメールサービスの開始(1月)
24 (2012)	・廃棄物対策課(庶務係、業務係)、施設管理課(施設係)、減量推進課(減量推進係、リサイクル係)に機構を改める(4月) ・不法投棄・不適正排出物・残置ごみの収集、動物死骸の回収、危険ごみ選別業務の委託実施(4月) ・ごみの組成分析に伴うサンプル収集業務の委託実施(6月) ・不法投棄等の情報提供に関する協定を郵便事業及びタクシー業界と締結(6月) ・ごみ・資源物の収集日カレンダーに広告を掲載(9月) ・委託によるごみや資源物収集に関する問合せ対応業務の開始(10月)
25 (2013)	・電気式生ごみ処理機の助成廃止(4月) ・ごみステーションのパトロール業務の委託実施(4月) ・市内2店舗で使用済小型家電回収開始(5月) ・「第7期分別収集計画」(計画期間:平成26年度～30年度)の策定(6月) ・市内3団体を対象に生ごみ水切り器をモニター配布(7月) ・ごみ分別の手引きに広告を掲載(9月)
26 (2014)	・廃棄物対策課(庶務係、指導係、減量推進係)に機構を改める(4月) ・リサイクルバンクの開館日拡大(6月) ・市内6公共施設で古着・古布拠点回収開始(6月) ・市内6公共施設で使用済小型家電拠点回収開始(環境省実証事業)(9月) ・事業系ごみ組成分析調査、事業所アンケート調査(対象 300 社、回収率約38.3%)の実施(9月) ・ごみと資源物に関する市民アンケート調査(対象 3,000 人、回収率約45.6%)の実施(11月) ・不法投棄等の情報提供に関する協定をヤマト運輸及びヤマトホームコンビニエンスと締結(2月)
27 (2015)	・大学生向けごみ出しルール啓発説明会実施(4月) ・生ごみダイエットレシピ講習会実施(6月) ・「江別市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)」(3月:目標年次 2021年)
28 (2016)	・「第8期分別収集計画」(計画期間:平成29年度～33年度)の策定(6月) ・ごみ・資源物の分別ガイドアプリの公開(10月) ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に設立より参加(10月) ・不法投棄等の情報提供に関する協定を道央農業協同組合と締結(1月) ・北海道情報大学と連携して生ごみ減量化に関するCMを作成(3月)
29 (2017)	・小型家電リサイクル制度に係わる「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」に参加(4月)
30 (2018)	・ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の減免対象(要介護3・精神1級・療育A)の拡大(4月) ・災害廃棄物処理計画策定(3月)

令和元年度 清掃事業概要

令和元年10月発行

編集・発行 江別市生活環境部環境室廃棄物対策課
〒067-0051 江別市工栄町14番地の3
TEL (011) 383-4217
FAX (011) 382-7240
メールアドレス
seiso-haikibutsu@city.ebetsu.lg.jp

印 刷 (有) アスカ印刷

この「清掃事業概要」は、
再生紙を使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。